

仙台市火災予防条例第 25 条に基づく承認
に係る審査基準

2025 年 3 月

消防局規制指導課

内容

第1章 総則	4
第1 趣 旨	4
第2 用語の意義	4
第2章 火気規制	5
第1 喫煙・裸火・危険物品持込みが禁止される場所	5
1 指定場所の指定	5
2 指定場所の用途の取扱い	6
3 指定場所のとらえ方	7
第2 禁止行為の取扱い	11
1 喫煙	11
2 裸火の使用	11
3 危険物品の持ち込み	12
第3 解除承認	14
1 解除承認の申請要領	15
2 解除承認の期間	15
3 解除承認申請の標準処理期間	16
4 承認時の処理	16
5 不承認時の処理	16
第4 審査要領	17
1 審査及び現地調査要領	17
2 審査基準の適用	17
3 承認単位の取扱い	17

第5	解除承認の取消し.....	17
第6	解除承認の特例	18
第7	標識.....	18
1	標識の設置要領	18
第8	指定場所から除外される喫煙所の設置.....	20
1	喫煙所を設ける部分の取扱い.....	20
2	喫煙場所の設置要領.....	21
3	喫煙場所の設置基準.....	23
第3章	用途毎の規制	26
第1	劇場等	26
1	指定場所の指定	26
2	解除承認の可否	27
3	審査基準	28
第2	飲食店等	34
1	指定場所の指定	34
2	解除承認の可否	34
3	審査基準	34
第3	百貨店等	38
1	指定場所の指定	38
2	解除承認の可否	42
3	審査基準	42
第4	展示場	50
1	指定場所の指定	50

2	解除承認の可否	50
3	審査基準	50
第5	重要文化財等	54
1	指定場所の指定	54
2	解除承認の可否	54
3	審査基準	54
第6	スタジオ等	56
1	指定場所の指定	56
2	解除承認の可否	56
3	審査基準	56
第7	地階に存する自動車車庫及び駐車場	61
1	解除承認の可否	61
第8	車両の停車場又は船舶の発着場	61
1	解除承認の可否	61
参考資料		62
	仙台市火災予防条例	62
	火災予防規程	65
	仙台市火災予防規則	67
	法第2条第7項関係	68
	危政令別表第3	72

第1章 総則

第1 趣 旨

この基準は、仙台市火災予防条例（昭和48年仙台市条例4号。以下「条例」という。）第25条に定める場所での禁止行為の解除の承認について必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

本審査基準における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 指定場所とは、火災予防規程（昭和48年仙台市消防局告示第1号。以下「規程」という。）第14条に規定する禁止場所をいう。
- 2 禁止行為とは、条例第25条の規定により指定されている指定場所において、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込む行為をいう。
- 3 審査基準とは、解除承認にあたり、申請内容を審査するための基準をいう。
- 4 解除承認とは、規程第14条に規定する消防局長が指定する場所において条例第25条第1項のただし書きを適用し、禁止行為を解除することをいう。
- 5 承認単位とは、解除承認に係る審査基準を適用する場所の範囲をいう。
- 6 不燃区画とは、不燃材料で造った壁、柱、床、天井（天井のない場合は、はり及び屋根）及び常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の特定防火設備又は防火設備の戸で区画され、かつ、適合区画措置が講じられているものをいう。（以下「不燃区画」という。）

第2章 火気規制

第1 喫煙・裸火・危険物品持込みが禁止される場所

1 指定場所の指定

火災が発生した場合に、多数の人命に危険が及ぶおそれがある場所では、「喫煙」「裸火使用」「危険物品持込み」が禁止されており、下記のとおり指定場所を指定している。

禁止される行為は、指定場所ごとに決められており、指定場所で禁止される行為を「禁止行為」としている。

指定場所		禁止行為の種類		
用途	範囲	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
劇場 映画館 演芸場 観覧場 公会堂 集会場	舞台	×	×	×
	客席	×	×	×
	公衆の出入りする部分			×
キャバレー カフェー ナイトクラブ ダンスホール 飲食店	舞台	×	×	×
	公衆の出入りする部分			×
百貨店等	売場	×	×	×
	通常顧客が出入りする部分	×	×	×
展示場	展示	×	×	×
	公衆の出入りする部分	×	×	×
重要文化財等	建造物の内部又は周囲	×	×	×
映画スタジオ テレビスタジオ	撮影用セットを設ける部分	×	×	×
地階に存する自動車車庫及び駐車場		×	×	×

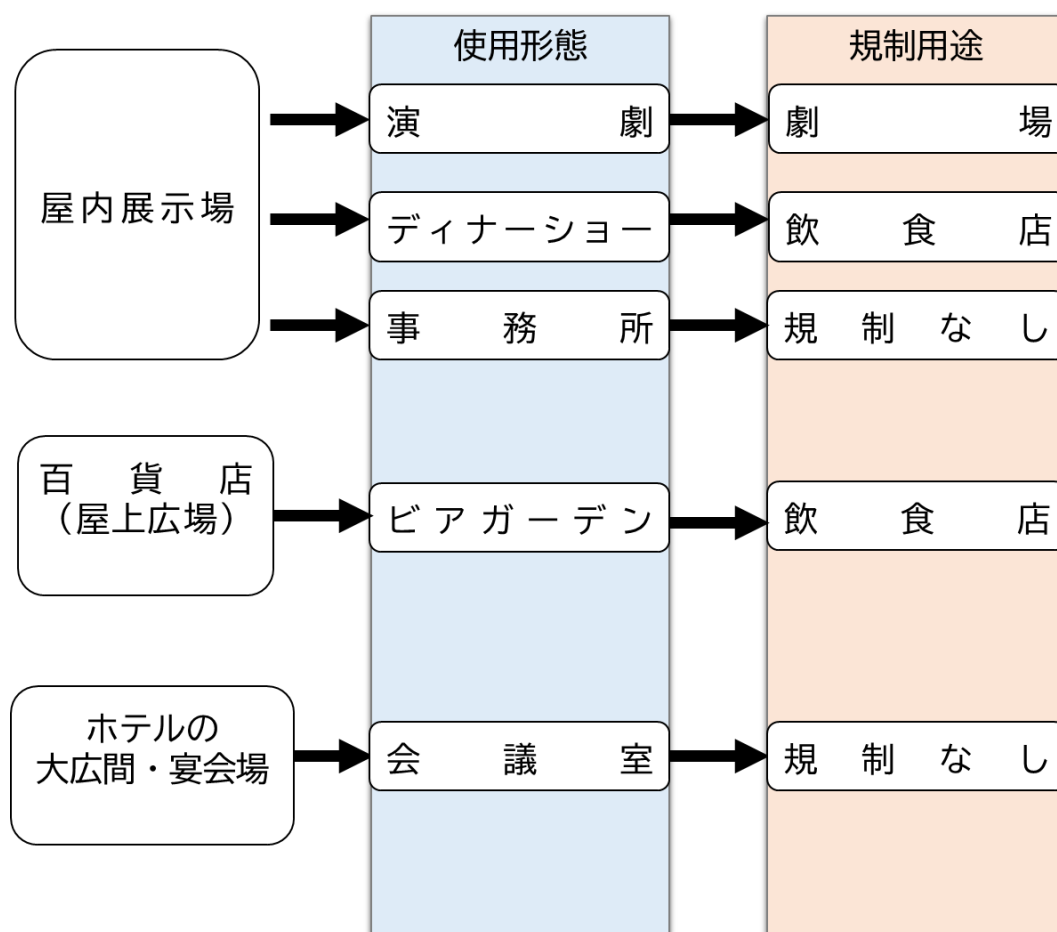
車両の停車場 船舶の発着場			×
------------------	--	--	---

※ 詳細については、は第3章用途毎の規制を参照すること。

2 指定場所の用途の取扱い

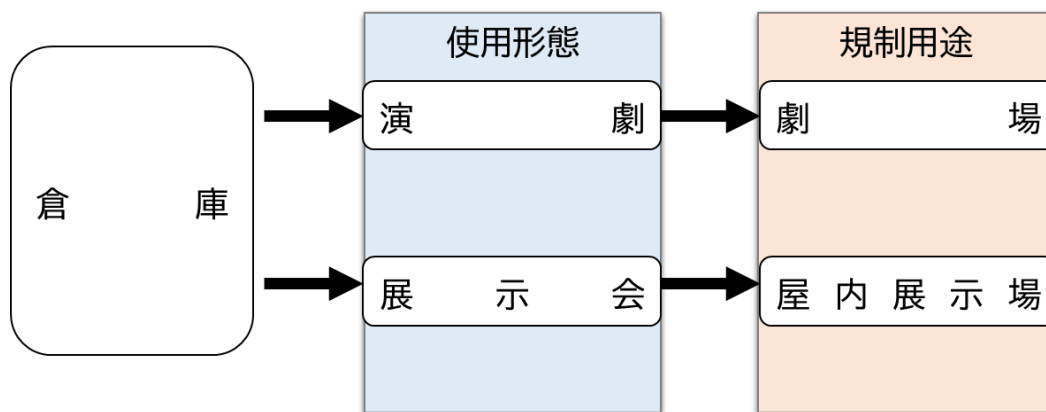
- (1) 本来の用途以外の用途に使用する場合は、下記の例のように規制対象の用途と判断する。

【例】



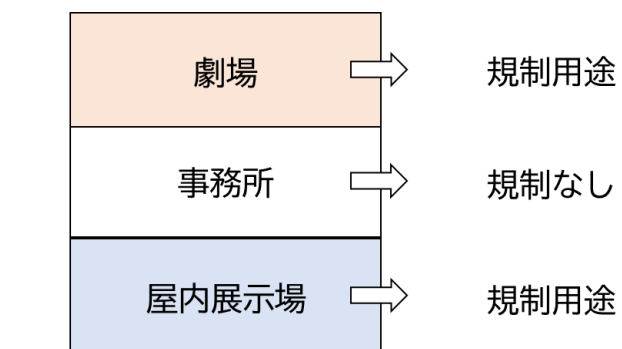
- (2) 「喫煙」、「裸火使用」及び「危険物品持込み」が禁止されている防火対象物であっても、一定の要件を満たした喫煙所や、従業員休憩室等の関係者のみ使用する場所など、禁止場所から除外される場所がある。
- (3) 指定場所以外の場所を一時的に指定場所に該当する用途として使用する場合は、当該用途で規制するものとする。

【例】

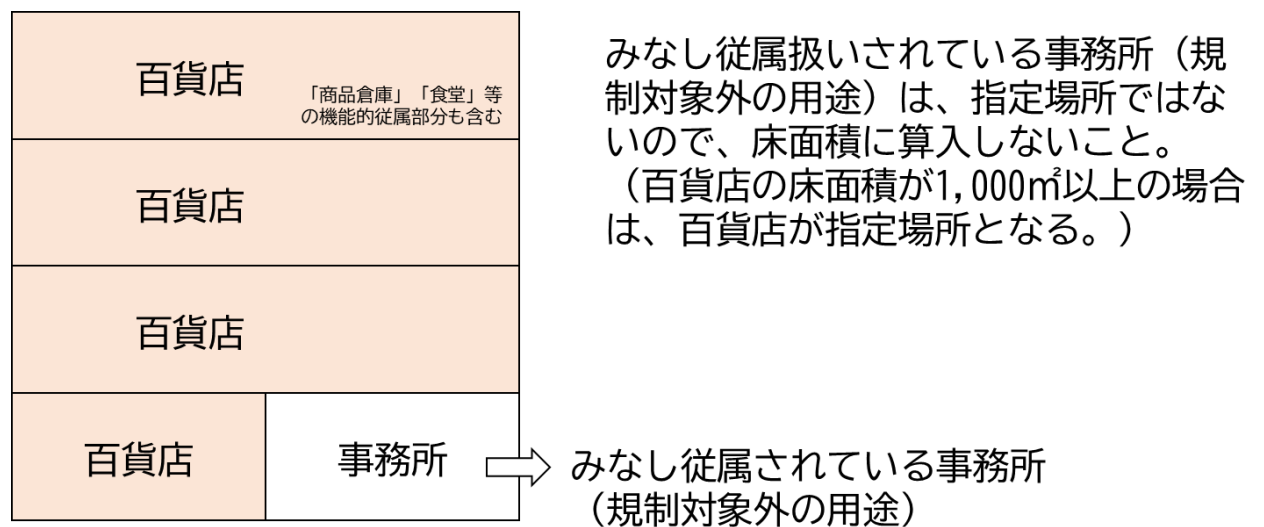
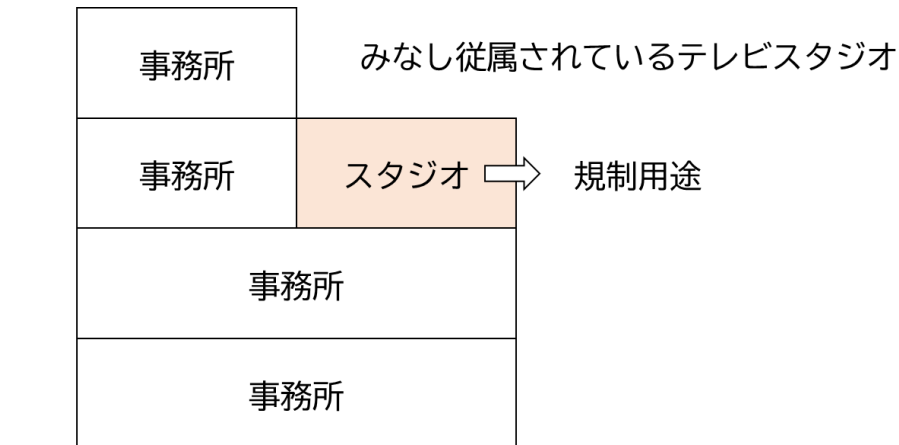


3 指定場所のとりえ方

- (1) 一の防火対象物内に複数の用途が存する場合は、用途ごとにとらえるものとする。



- (2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1の項の判定上、みなし従属扱いされている部分の規制については、みなし従属適用前の用途で判断する。



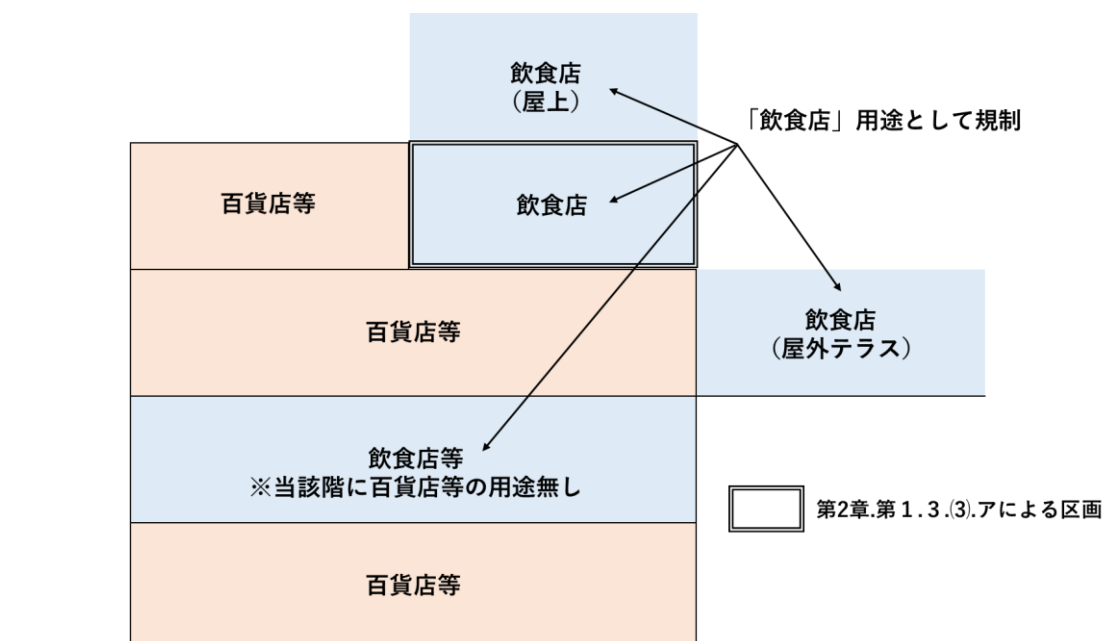
(3) 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗（以下「百貨店等」という。）
と同一の防火対象物に存する飲食の用に供する部分は百貨店として指定場所となる。

ただし、次の飲食の用に供する部分は「飲食店」の指定場所とする。

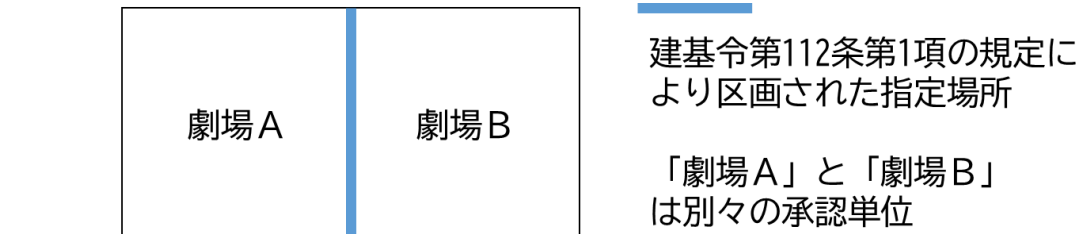
ア 不燃材料の壁、柱、床、天井（天井のない場合は、はり及び屋根）及び不燃性の戸
で区画された部分

※ 一の店舗毎で区画されていること。

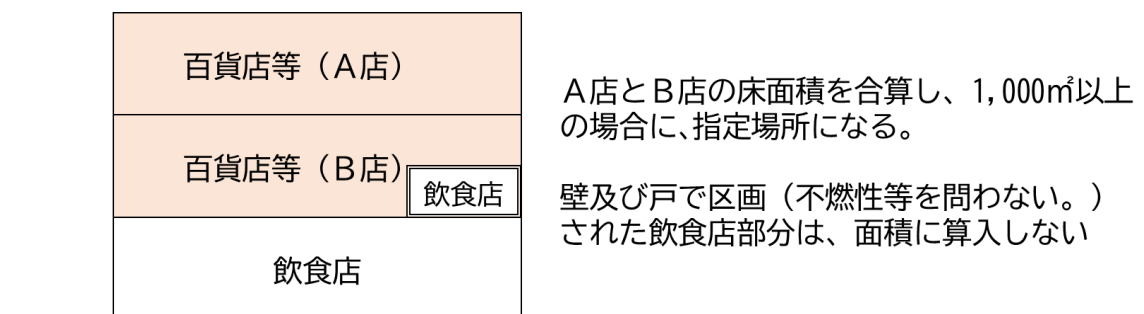
イ 全てが飲食の用に供する部分である階



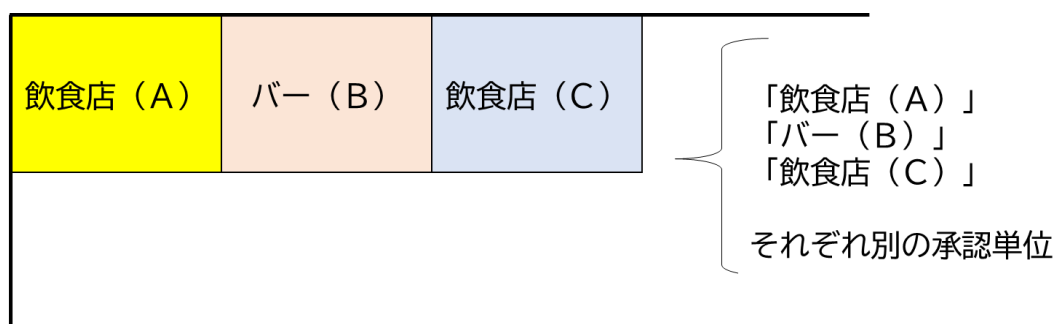
- (4) 所定の区画がなされている部分は、区画された指定場所ごとにとらえるものとする。



- (5) 一の防火対象物内に複数の百貨店等が存する場合は、当該用途部分の床面積を合算するものとする。



- (6) 一の防火対象物内に複数のキャバレー、カフェー（バー）、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店（以下「飲食店等」という。）が存する場合は、不燃材料の壁、柱、床、天井（天井のない場合は、はり及び屋根）及び不燃性の戸で区画された部分ごとにとらえるものとする。



第2 禁止行為の取扱い

1 喫煙

- (1) マッチ、ライター等で点火し喫煙する一連の行為とする。
- (2) 乾燥葉や液体を加熱又は発熱させ成分を気化する器具装置を用いる、電子たばこ及び加熱式たばこ（以下「電子たばこ等」という。）を吸引するものは、禁止行為として扱わないものとする。

2 裸火の使用

「火気使用設備器具等を使用する行為」及び「火炎、火花又は発熱部を外部に露出した状態で使用する行為」をいう。

※ 火気使用設備器具等とは、条例第3条から第12条まで、第17条及び第20条から第24条までに定める火気使用設備及び器具をいう。

火気使用設備器具等のうち裸火に該当するかどうかは次表により判断する。

熱源	裸火に該当するもの	裸火に該当しないもの
気体燃料	都市ガス、液化ガスなどを使用するもの (例) ガス厨房設備、カセットコンロ等	直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の成生物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（FF式等）
液体燃料	灯油、重油など (例) 石油ストーブ	
固体燃料	石炭、練炭、豆炭、木炭など (例) 七輪	
電気	・ 通常の使用状態で目視した時、赤熱部分若しくは炎が外部に露出して見えるもの ・ 外部に露出した発熱部で表面温度が、摂氏400度を超えるもの	電気を熱源とする設備又は器具で、発熱部がカバーなどで覆われており、着火危険がないもの ※表面温度が400度未満のもの (ヘアドライヤー、電気オーブン、ホットプレート等)
その他	アルコールランプ、ランタン、クッキングバーナー等	葬祭会館におけるろうそく、線香等

3 危険物品の持ち込み

規則第6条各号に規定する火災予防上危険な物品を持ち込むすべての行為とする。

区分	危険物品の例
法第2条第7項に規定する危険物	ガソリン、灯油、ベンジン、アルコール等
条例別表第3備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	キャンドル、固形燃料、食用油等
マッチ	
一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第1号に掲げる可燃性ガス	LPG、水素ガス等
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬類及び同条第2項に掲げるがん具用煙火	火薬、がん具用煙火等

【危険物品持込みから除外される行為】

(1) 百貨店等の売場において、次に掲げる商品を恒常的に陳列、販売する行為（販売行為の一環として捉えられる試供品等の提供・消費を含む。）

ア 危険物に該当する物品（液体の危険物は、容器が密栓密封されているものに限る。）

1の承認単位（陳列棚、ストッカー等により危険物を貯蔵している一群の集積箇所）の合計数量は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号以下「危政令」という。）別表第3に定める指定数量の5分の1未満であること。また、1の承認単位が複数ある場合は、各々の間が通路等によって1.2m以上離隔していること。

なお、規制の対象となる単位（原則として、棟単位である。）当たりの合計数量は、指定数量未満であること。（「条例第33条の運用について（通知）昭和59年7月4日付 仙消予第89号」、少量危険物の届出必要）

イ 業務・営業上危険物の使用（提供・消費）が不可欠で、必要最小容量の容器を用い使用時以外は容器に密栓し管理されている場合。

なお、承認単位の合計数量は、危政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満であること。（例：理美容用の揮発性溶剤、ネイル用の除光液、リペアショップの接着剤等）

ウ 可燃性固体類及び可燃性液体類に該当する製品

1の承認単位の数量が、条例別表第3に定める数量の5分の1未満であること。

エ 可燃性ガス

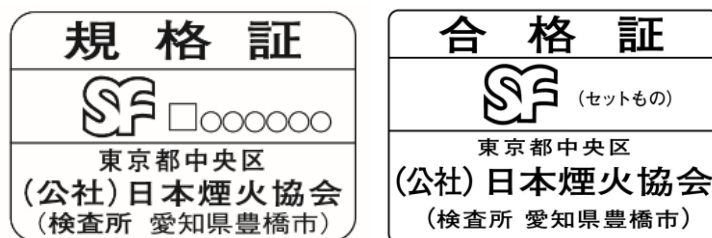
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用が除外される液化可燃性ガスで、1の承認単位の取扱い総質量は15kg未満であること。（カセットボンベ等の個々の容器が集積された1の総質量である。）

※高圧ガス保安法が適用される容器入りの液化可燃性ガスの持込みは禁止（解除承認も不可）

オ がん具用煙火

SFマーク（公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示）が付され、1の承認単位の総薬量が5kg未満であること。

【SFマークの例】



- (2) 展示場における危険物品の展示行為については、前記(1)アの例によること。
- (3) 車両等の展示行為（運行又は稼働を伴うものを除く。）
- (4) 工作機械等の機器の持込又は使用する行為
- (5) 日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為
- (6) 可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品、美術品等を持ち込む行為
- (7) 飲食店等において、従業員の監視の下、客席でキャンドル、ケーキ用花火を使用する行為
- (8) 動植物油を調理（揚げ物を除く。）に使用する行為
- (9) 手指、器具等の消毒・洗浄等に用いる小容器（1L程度）入りのアルコールを消費する行為

第3 解除承認

解除承認とは、指定場所として指定された場所での禁止行為について、消防署長に事前に申請を行い、解除の基準に適合していると認められた場合に限り、例外としてこれらの行為を必要最小限の範囲で行うことができるものである。

指定場所		禁止行為の種類		
用途	範囲	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
劇場 映画館 演芸場 観覧場 公会堂 集会場	舞台	○	○	○
	客席	×	○	○
	公衆の出入りする部分	/	/	○
キャバレー カフェー ナイトクラブ ダンスホール 飲食店	舞台	○	○	○
	公衆の出入りする部分	/	/	○
百貨店等	売場	×	○	○
	通常顧客が出入りする部分	×	○	○
展示場	展示 公衆の出入りする部分	×	○	○
重要文化財等	建造物の内部又は周囲	×	○	○
映画スタジオ テレビスタジオ	撮影用セットを設ける部分	○	○	○
地階に存する自動車車庫及び駐車場		×	×	×
車両の停車場 船舶の発着場		/	/	×

- 解除承認を受けることが可能な場所
 × 解除承認を受けることができない場所
 / 該当しない（規制なし）

1 解除承認の申請要領

(1) 申請は、防火対象物の関係者が別に定める「喫煙・裸火使用・危険物品持込承認申請書（正・副）」により行うものとする。

(2) 「喫煙・裸火使用・危険物品持込承認申請書」には、申請に必要な図面等を添付するものとする。

(3) 申請は、原則として禁止行為ごとに行うものとする。

ただし、同一の指定場所にて防火対象物の実態（用途・テナント等の管理形態及び防火区画の状況等）から複数の禁止行為の解除承認を申請する場合は、一括して申請することができる。

なお、この場合それぞれの禁止行為及びその内容がわかる資料を添付すること。

2 解除承認の期間

解除承認は、当該行為に必要な期間を解除承認期間として行うものとする。

ただし、恒常的に行う場合（下記の(1)及び(2)）は、承認内容に変更が生じない限り、解除承認は継続され、新たな申請は必要ないものとする。

なお、当該解除承認に係る承認内容の遵守状況等については、立入検査時等に確認するものとする。

(1) 恒常的に火気使用設備器具等を使用する行為

(2) 恒常的に危険物品の持込みを行う行為

3 解除承認申請の標準処理期間

申請から解除承認又は不承認の通知までの標準処理期間は下記表の通りとする。

※休日及び年末年始の期間を除く。

指定場所		禁止行為	期間（日）
用途	範囲		
劇場 映画館 演芸場 観覧場 公会堂 集会場	舞台 客席	喫煙	4
		裸火使用	4
		危険物品持込み	5
	公衆の出入りする部分	危険物品持込み	5
キャバレー カフェー ナイトクラブ ダンスホール 飲食店	舞台	喫煙	3
		裸火使用	3
		危険物品持込み	4
	公衆の出入りする部分	危険物品持込み	4
百貨店等	売場	裸火使用	5
		危険物品持込み	5
	通常顧客が出入りする部分	裸火使用	5
		危険物品持込み	5
展示場	展示 公衆の出入りする部分	裸火使用	5
		危険物品持込み	5
重要文化財等	建造物の内部又は周囲	裸火使用	3
		危険物品持込み	3
映画スタジオ テレビスタジオ	撮影用セットを設ける部分	喫煙	3
		裸火使用	3
		危険物品持込み	4

4 承認時の処理

解除承認する場合は、喫煙・裸火使用・危険物品持込承認申請書（副）により通知するものとする。

5 不承認時の処理

解除承認しない場合は、喫煙・裸火使用・危険物品持込承認申請書（副）に理由を記し申請者に通知するものとする。

第4 審査要領

承認審査内容の審査及び現地調査は、次によるものとする。

1 審査及び現地調査要領

- (1) 申請内容が解除承認を必要とする行為であること。
- (2) 申請内容が必要最小限の範囲であること。
- (3) 申請内容が審査基準に適合していること。
- (4) 申請に係る行為及び機器等は、資料又は実験により明確な特性、性能及び安全性が確認できるものであること。
- (5) 関係者及び行為者は申請内容を適正に履行できる者であること。
- (6) 申請場所が消防法関係法令に適合していること。
- (7) 解除承認することにより、消防法又は他の法令等に違反が生じないこと。
- (8) 申請に係る行為及び機器等の位置、構造等が関係法令に定める保安基準に適合していること。
- (9) 申請内容において現地調査が必要と認める場合は、関係者立会いのうえ実施すること。

2 審査基準の適用

審査基準は、承認単位ごとに適用させるものとする。

なお、指定場所ごとの審査基準は、第3章「指定場所ごとの解除承認」により審査するものとする。

3 承認単位の取扱い

承認単位は、承認単位は解除承認の申請単位とする。（第2章第3.1（3）参照）

第5 解除承認の取消し

次の場合は、解除承認の取消しを行うものとする。

- 1 解除承認場所から火災を発生させた場合
- 2 解除承認場所において、承認された内容を遵守していない場合
- 3 防火対象物又はその部分の事情の変更により、承認を継続させることが火災予防上好ましくないと認められる場合

第6 解除承認の特例

解除承認に際し、位置、構造、設備・器具及び管理若しくは取扱い等の状況から判断して、火災予防上支障がないと認める場合又は特に必要があると認める場合は、予防部規制指導課長と協議のうえ、この基準を適用しないことができる。

第7 標識

1 標識の設置要領

- (1) 条例第25条第2項に掲げる「その他見やすい箇所」とは、入口など利用者等の見やすいところをいう。
- (2) 条例第25条第3項第1号及び第2号の規定による喫煙所の標識は、当該場所の設置位置等に応じ公衆の目にふれやすい箇所に設けること。
- (3) 標識の設置個数は、当該指定場所の規模及び形態に応じた数とすること。
- (4) 重要文化財等に設置する標識は、次によること。

ア 次の場合は、標識の設置を省略することができる。

(ア) 建造物内部がすべて指定場所の範囲から除外される場合

(イ) 橋、門、鳥居等の工作物で不燃性である場合

イ 規則第3条による制札により掲示を行っているものについては、制札をもって当該標識とすることができるものとする。

なお、その後の立入検査等により腐食等老朽化が確認された場合は、現行基準により設置するものとする。

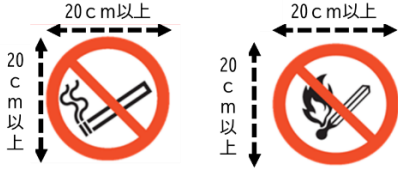
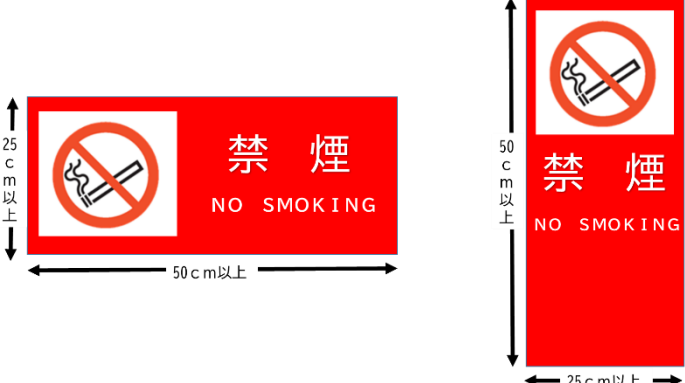
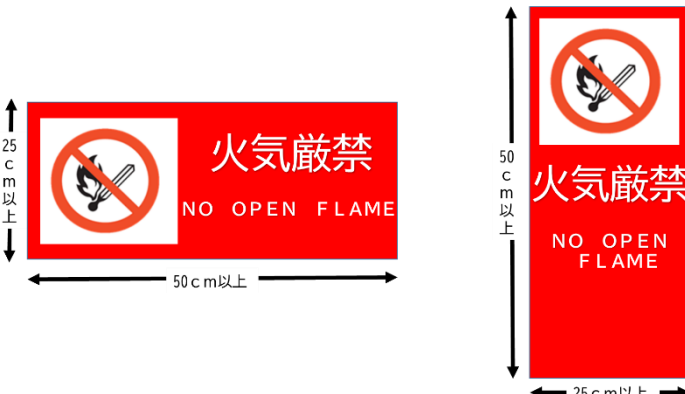
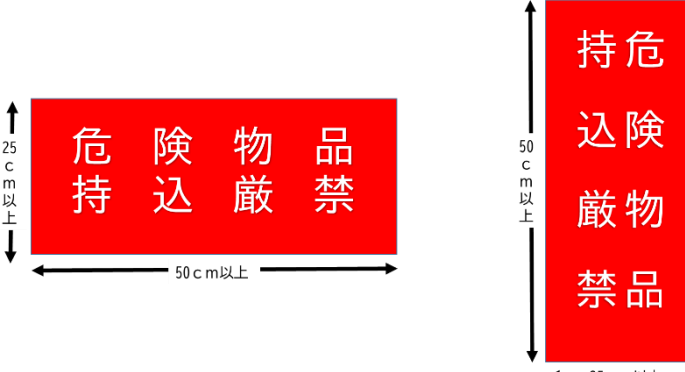
(5) 標識の規格等

ア 地を赤色、文字を白色とし、寸法は縦25cm以上、横50cm以上とする。

イ シンボルマーク部分の寸法は直径20cm以上とする。

ウ 規則第9条第2項及び第3項の規定により文字及び図記号を使用して標識を掲示する場合は、規則別表第2及び第3のほか、次の例によること。

【文字及び図記号を一体化した標識の掲示例】

標識の種類	標識の例
シンボル マーク	
禁煙	
裸火使用 (火気厳禁)	
危険物品 持込厳禁	

- (6) 「禁煙」、「火気厳禁」及び「危険物品持込厳禁」それぞれの標識を1のシート、パネル等に集合化した掲示物とすることができるものとする。

なお、この場合の大きさは、幅75cm以上、長さ50cm以上又は幅25cm以上、長さ150cm以上とすること。

- (7) 主要な出入口を除き、従業員等の関係者に限って使用される出入口に設ける標識は、大きさを縮小して掲示することができるものとする。

なお、標識を1のシート、パネル等に作成したものの最小の大きさは、幅25cm以上、長さ50cm以上とすること。

第8 指定場所から除外される喫煙所の設置

指定場所では、たばこによる出火の防止を図るために、指定場所のある全ての階に喫煙所を設けることが義務付けられている（当該防火対象物が全面禁煙の場合を除く。）。

当該喫煙所の設置は次によること。

1 喫煙所を設ける部分の取扱い

不燃区画（出入口は常時閉鎖式防火戸に限る。）の室又は以下の2「喫煙場所の設置要領」及び3「喫煙場所の設置基準」に適合する喫煙所は、指定場所の範囲から除外されるものであること。

2 喫煙場所の設置要領

喫煙所の設置要領は、次によること。

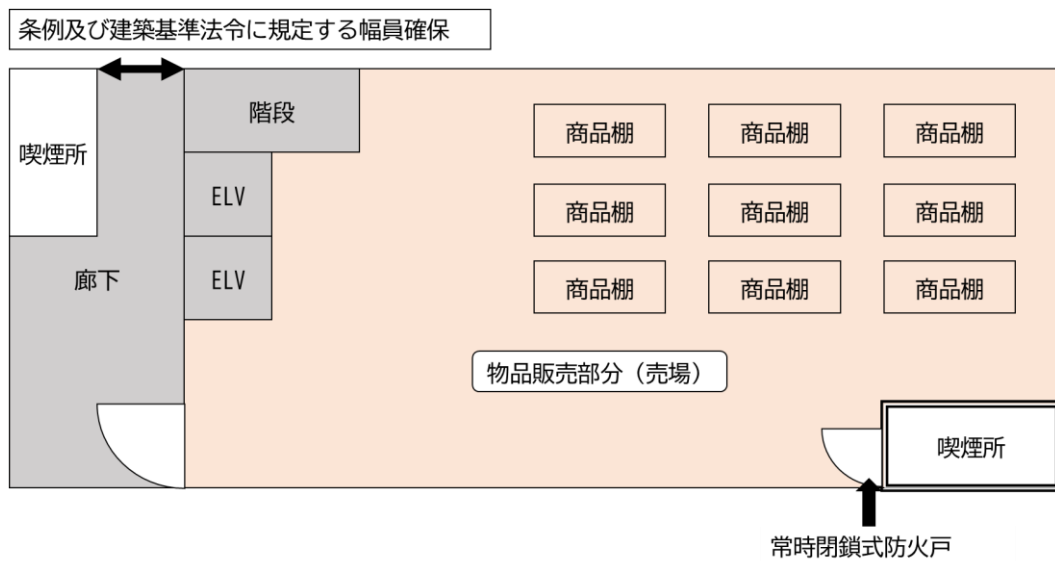
(1) 百貨店等

売場以外の場所に設けること。

で示す部分は売場

 で示す部分は通常顧客が出入りする部分

で示す部分是不燃区画室

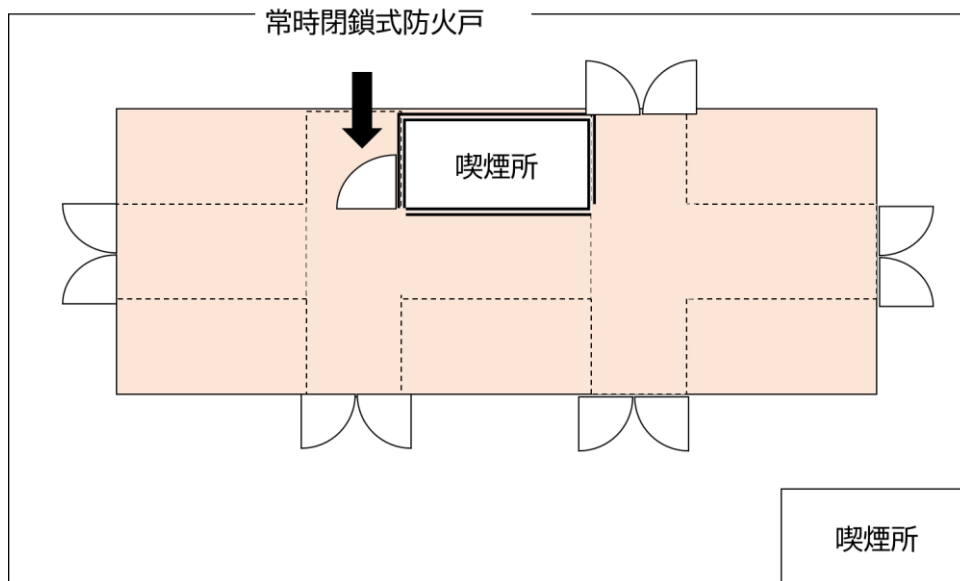


(2) 展示場

ア 展示ブース等の展示部分以外の場所に設けること。

イ 展示場の規模に応じたスペースを確保すること。

で示す部分は展示場 で示す部分は不燃区画室

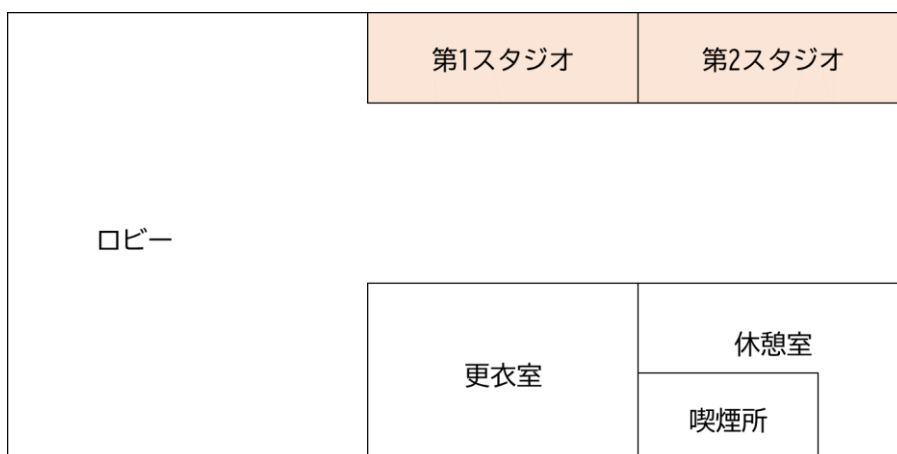


(3) 映画スタジオ・テレビスタジオ

原則として、撮影用セットが設けられている室以外の場所に設けること。

ただし、棟内の居室全てに撮影セットが設けられている場合は、この限りでない。

で示す部分は撮影用セットを設ける部分

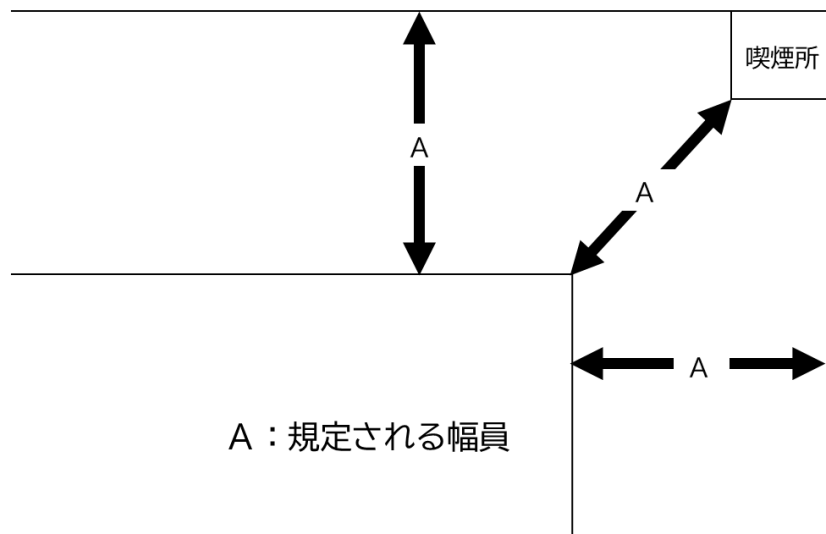


3 喫煙場所の設置基準

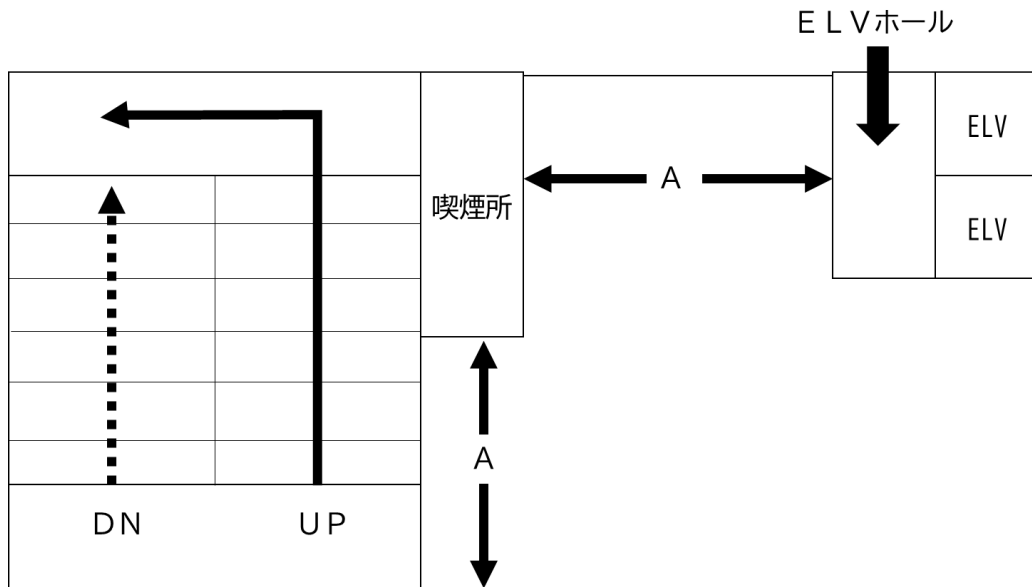
喫煙所は、次の設置基準に適合させること。

- (1) 設置位置は、「上記2「喫煙場所の設置要領」」によるほか次によること。

ア 原則として避難廊下（避難口に通ずる廊下及び通路をいう。）に設けてはならない。ただし、当該廊下、通路等が火災予防条例及び建築基準法令に規定する幅員を確保しているものはこの限りでない。



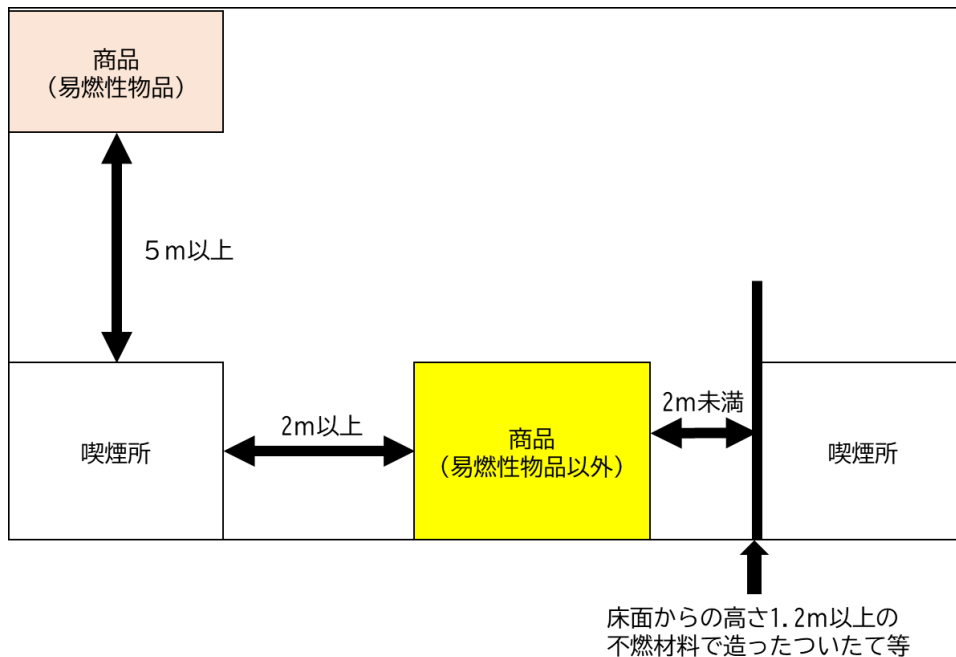
イ 階段室、エレベーターホール、エスカレーター等の竖穴区画内、避難口及び避難器具設置場所から、火災予防条例及び建築基準法令に規定する幅員等を確保した場所に設けること。



A：規定される幅員

(2) 可燃物の落下の恐れがなく、周囲の可燃物から水平距離2 m以上離れた位置に設けること。（繊維製品等の易燃性物品から5 m以上離れていること。）

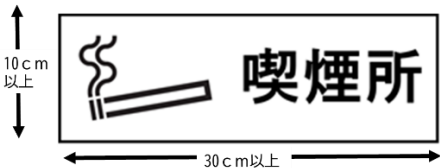
ただし、床面から高さ1.2 m以上の不燃材料で造った壁又はつuitate等で遮断した場合は、この限りでない。



- (3) 屋内消火栓設備等の消防用設備等の操作障害とならない位置に設けること。
- (4) 1 「喫煙所を設ける部分の取扱い」に定める不燃区画の室以外に設ける喫煙所（場所）は、床を色分けする等他の部分と明瞭に区別すること。
- (5) 危険物品の持ち込み場所から10m以上離れていること。
- (6) 喫煙所には、不燃性の吸殻容器を設けるとともに、椅子等喫煙に必要なもの以外は置かないこと。
- (7) 防火管理者等により、監視体制がとられていること。
- (8) 喫煙所に設ける標識

火災予防規則別表第2及び第3に掲げる標識を設けなければならない。ただし、健康増進法第33条第2項に規定する「喫煙専用室標識」を設ける場合には、「喫煙所」の標識に代えることができる。

【「喫煙所」の標識及び「喫煙専用室標識」の例】

標識の種類	標識の例
喫煙所	
喫煙専用室標識	

第3章 用途毎の規制

第1 劇場等

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場（以下「劇場等」という。）

1 指定場所の指定

(1) 劇場等の次の部分とする。

ア 劇場等の舞台など

(ア) 舞台（屋外のグラウンド、フィールド等の部分を含む。）、奈落及び袖部分。

(イ) (ア)に接続した大道具室・小道具室及び楽屋・出演者の控え室等。

ただし、不燃材料で造られた隔壁で区画し、かつ、その開口部に防火設備の戸が設けられている場合を除く。

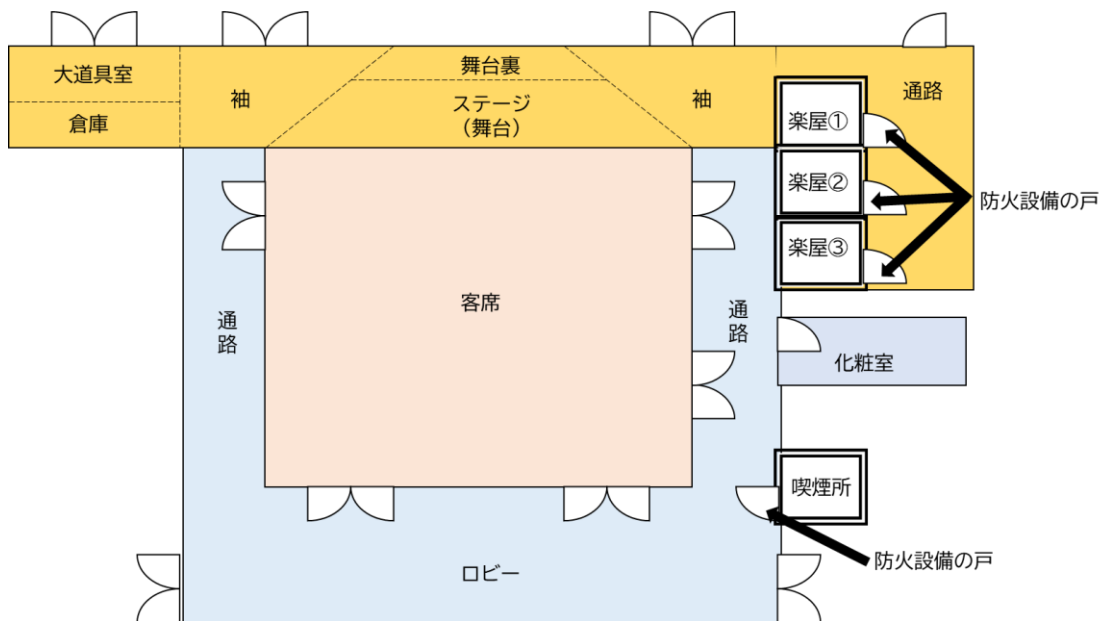
イ 劇場等の客席など

(ア) いす席、立見席等の客席部分

(イ) 客席内の通路部分

ウ 上記ア及びイ以外の公衆が利用する部分

【劇場等の例】



黄色で示す部分は、舞台として規制の対象となる。

オレンジで示す部分は、客席として規制の対象となる。

青で示す部分は、公衆（顧客）の出入りする部分として規制の対象となる。

二重線で示す部分は、1(1)ア(i)による不燃区画（出入口戸は、防火設備の戸）なので規制の対象外となる。

2 解除承認の可否

指定場所	禁止行為種別		
	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
舞台	○	○	○
客席	×（注）	○	○
公衆の出入りする部分	／	／	○

※ ○ ……解除承認を受けることができる

× ……解除承認を受けることができない

／ ……該当しない（規制なし）

注： 観覧場において、屋外の客席及びすべての床が不燃材料で造られた客席は喫煙禁止規制外とする。また、公会堂又は集会場の客席のうち、喫煙設備のあるものは、喫煙禁止規制外とする。

3 審査基準

(1) 劇場等

指定 場所	禁止 行為	適 用 要 件											
舞 台	喫 煙	1 演技上必要なものに限られていること。 2 不燃性の吸い殻容器が設けられていること。 3 <u>消火器具※①</u> が設けられていること。 4 防火管理者等により、禁止行為の監視、消火後の点検等の管理体制が明確であるとともに、緊急時の対応措置ができること。											
舞 台 ・ 客 席	裸 火 使 用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 防火管理者等により、禁止行為の監視、消火後の点検等の管理体制が明確であるとともに、緊急時の対応措置ができること。 4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 <u>消火器具※①</u> が設けられていること。 6 承認が認められる機器等は次に掲げるものとする。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具その他の機器（性能等が明確で安全性が確認されたものに限る） (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具（カートリッジボンベを使用する器具に限る。） (3) 液体又は固体燃料を消費する火気使用設備器具及びその他の機器は、次の要件を満たす場合に限る。 ア 危険物は引火点が 40 度以上、かつ、消費量が 100ml 以内であること。 イ 危険物の漏れ、あふれ又は飛散がないように措置を講じてあること。 ウ 火炎を有するものは、表 1 及び表 2 によること。 表 1 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">舞 台 の 空 間 の 高 さ (m)</th></tr><tr><th>8.0 未満</th><th>8.0 以上 10.0 未満</th><th>10.0 以上</th></tr><tr><td>火炎の長さ (cm)</td><td>20 以内</td><td>30 以内</td><td>40 以内</td></tr></table>		舞 台 の 空 間 の 高 さ (m)			8.0 未満	8.0 以上 10.0 未満	10.0 以上	火炎の長さ (cm)	20 以内	30 以内	40 以内
	舞 台 の 空 間 の 高 さ (m)												
	8.0 未満	8.0 以上 10.0 未満	10.0 以上										
火炎の長さ (cm)	20 以内	30 以内	40 以内										

表 2

		火 炎 の 幅 (cm)					
		～40	～50	～60	～70	～80	～100
火炎の 長さ (cm)		可燃物までの離隔距離(cm)					
	20 以内	100 以上				150 以上	
	20 超～ 40 以内	100 以上	150 以上	200 以上	250 以上	300 以上	350 以上

※ 火炎の長さとは、炎の鉛直方向への伸長をいう。また幅は、水平方向への拡がりをいう。

エ 燃焼の炎は安定継続するものであること。

オ 燃焼に際して、火の粉が発生しないこと。

(4) 火薬類を消費する場合は、次による。

ア 飛散した火花が床面に落下する前に燃え尽きるものであること。

イ 火炎を有するものは、表 1 及び表 2 によること。

ウ 煙火は固定して消費すること（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。）。

エ 飛しょうする煙火は認められないこと。

オ 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。

カ 噴き出し煙火は、「噴き出し煙火の審査基準」によること。

キ 集会施設において開催するお茶会等で木炭を燃焼・消費する場合は次によること。

- ・ 1 回に使用する量は、最小限とし、1 日の使用量は 8 k g 以下とすること。

- ・ 条例に定める火を使用する設備の基準に適合したものであること。

(5) その他の裸火は、次によること。

ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは火花の飛散距離が 2 m 以内であること。

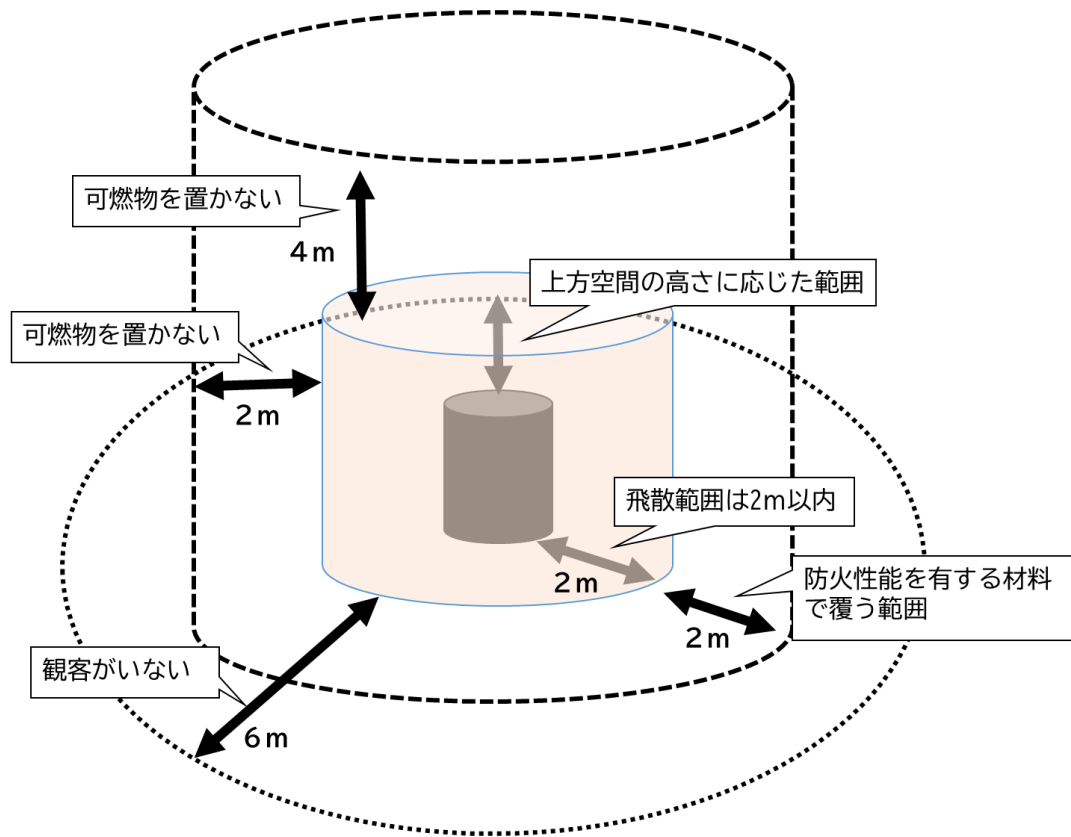
		イ 火炎を有するものは、表 1 及び表 2 によること。 ウ <u>瞬間的に燃焼する炎</u>※²の大きさは必要最小限とすること。 (「火吹き」※³は認めない。) 7 直接屋外に開放された場所における使用については、特性、性能が確認できるものであり、演技上必要最小限の範囲であること
舞 台 ・ 客 席	危 険 物 品 持 込 み	1 防火管理者等により、禁止行為の監視、消火後の点検等の管理体制が明確であるとともに、緊急時の対応措置ができること。 2 <u>消火器具</u>※^①が設けられていること。 3 承認できる範囲は、次によること。 (1) <u>危険物</u>※^④ 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 3 に定める指定数量の 100 分の 1 未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 3 に定める数量の 100 分の 1 未満であること。 (3) 可燃性ガス 高圧ガス保安法の適用が除外される容器入り可燃性ガスで、一度に持ち込む総質量が 0.5 kg 未満であること。 (4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。） 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1 回の公演等につき次の個数未満であること。 ア 0.1 g 以下のものは、50 個 イ 0.1 g を超え 15 g 以下のものは、10 個 4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、特性、性能が確認できるものであり、演技上必要最小限の範囲であること。
公 衆 の 出 入 り す	危 険 物 品 持 込 み	1 <u>消火器具</u>※^①が設けられていること。 2 防火管理者等により、禁止行為の監視、消火後の点検等の管理体制が明確であるとともに、緊急時の対応措置ができること。 3 避難上又は通行上支障のない場所であること 4 避難口、階段及び避難器具（以下「避難口等」という。）から水平距離 5 m 以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する措置を講じた場合を除く）。

る 部 分	5 火気使用場所から水平距離 6 m 以上離れていること。（不燃材料で造った壁又はついたて等で防火上有効に遮断する措置を講じた場合を除く）。 6 持込場所は、原則として、危険物品の種類ごとに各階 1 か所を限定すること。 7 危険物品の容器は、原則として危険物法令に適合するもので密栓密封されたものとし、転落、落下等により容易に破損しない材質のものを使用すること（転落、落下防止措置を講じた場合を除く）。 8 混触等により、発火・発熱のおそれがあるものは同一の収納庫に入れないこと。 9 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第 3 に定める指定数量の 10 分の 1 未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 3 に定める数量の 10 分の 1 未満であること。 (3) 可燃性ガス 高圧ガス保安法の適用が除外される容器入り可燃性ガスで、ガス総質量 5 kg に相当する個数未満であること。 (4) 火薬類（煙火に限る。） 総薬量 5 k g に相当する個数未満であること。
----------------------	--

【噴き出し煙火の審査基準】

禁止 場所	禁止 行為	適 用 要 件			
舞 台	裸 火 使 用	1 実験等により特性の確認が行われていること。			
		2 煙火は固定して消費し、消費中は移動しないこと。			
		3 飛散した火花は着床するまでに燃え尽きるものであること。			
		4 火花の飛散範囲は2 m以内とし、飛散範囲の上方空間の高さは、 床から6 m以上有し、かつ下記表の通りとすること。			
			舞 台 の 空 間 の 高 さ (m)		
			6.0～8.0 未満	8.0～10.0	10.0 以上
		火花を噴き出 す煙火の火花 の高さ(m)	2.0 以下	2.5 以下	3.0 以下
		5 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2 mの床面を防火性能を 有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆うこと。			
		6 火花の飛散範囲内及びその周囲から上方4 m、周囲2 m以内に可 燃物が置かれていないこと。			
		7 火花の飛散範囲内に演技者等がいないこと。			
8 火花の飛散範囲から6 m以内に観客がいないこと。					
9 煙火消費後に排煙の措置を講じること。					
10 消火器を増設するほか、屋内消火栓設備等の使用準備を行うこ と。					
11 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。					

【噴き出し煙火の飛散範囲】



※① 「消火器具」について

- ア 消火器が付加設置されていること（令第10条及び条例第39条第2項により設置された消火器が5m以内にある場合を除く）。
- イ 禁止行為の内容を勘案し、最も適応性が高いものを有効な位置に設置すること。
- ウ 消火能力単位は2以上とすること。

※② 「瞬間的に燃焼する炎」について

手品等の公演において硝化綿等を燃焼した場合の炎を指す。

※③ 「火吹き」について

揮発性の液体を口に含み炎に向けて吹き出す演技であり、安全性の確保が困難なことから、認めない。

※④ 「危険物」

「煙霧発生器等（スモークマシン）」を屋内で使用する場合、発煙剤は、第3石油類又は第4石油類に限る。

第2 飲食店等

キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店

1 指定場所の指定

(1) 飲食店等の次の部分（ただし、仙台市火災予防規則（昭和48年仙台市規則第27号。以下「規則」という。）第10条に該当するものに限る。）

ア 飲食店等の舞台

第3章第1.1(1)ア（ア）と同じ

イ 飲食店等の公衆の出入りする部分

客席、通路、階段、ホール等の公衆が利用する部分

2 解除承認の可否

指定場所	禁止行為種別		
	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
舞台	○	○	○
公衆の出入りする部分	／	／	○

※ ○ ……解除承認を受けることができる

／ ……該当しない（規制なし）

3 審査基準

指定場所	禁止行為	適用要件
舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限られていること。 2 不燃性の吸い殻容器を設けられていること。 3 消火器具※①が設けられていること。 4 防火管理者等により、禁止行為の監視、消火後の点検等の管理体制が明確であるとともに、緊急時の対応措置ができること。
	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 防火管理者等により、禁止行為の監視、消火後の点検等の管理体制が明確であるとともに、緊急時の対応措置ができること。 4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具※①が設けられていること。 6 承認が認められる機器等は次に掲げるものとする。

	(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具その他の機器（性能等が明確で安全性が確認されたものに限る） (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具（カートリッジボンベを使用する器具に限る。） (3) 火薬類を消費する場合 ア 音又は煙を出すための煙火に限ること。 イ 煙火は固定して消費すること（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。）。 ウ 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。 (4) その他の裸火 ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは火花の飛散距離が2 m以内であること。 イ 火炎を有するものは、表1によること。 ウ <u>瞬間的に燃焼する炎※2</u>の大きさは必要最小限とすること。（「<u>火吹き</u>」※3は認めない。）											
	表 1 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">舞 台 の 空 間 の 高 さ (m)</th></tr><tr><th>8.0 未満</th><th>8.0 以上 10.0 未満</th><th>10.0 以上</th></tr><tr><th>火炎の長さ(cm)</th><td>20 以内</td><td>30 以内</td><td>40 以内</td></tr></table>		舞 台 の 空 間 の 高 さ (m)			8.0 未満	8.0 以上 10.0 未満	10.0 以上	火炎の長さ(cm)	20 以内	30 以内	40 以内
	舞 台 の 空 間 の 高 さ (m)											
	8.0 未満	8.0 以上 10.0 未満	10.0 以上									
火炎の長さ(cm)	20 以内	30 以内	40 以内									
危険物品持込み	1 防火管理者等により、禁止行為の監視、消火後の点検等の管理体制が明確であるとともに、緊急時の対応措置ができること。 2 <u>消火器具※1</u>が設けられていること。 3 危険物品の容器は危険物法令に適合するもので密栓密封されたものとし、転落、落下等により容易に破損しない材質のものを使用すること（転落、落下防止措置を講じた場合を除く）。 4 混触等により、発火・発熱のおそれがあるものは同一の収納庫に入れないこと。 5 承認できる範囲は、次によること。 (1) <u>危険物※4</u> 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 3											

		に定める指定数量の 100 分の 1 未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 3 に定める数量の 100 分の 1 未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量 0.5kg に相当する個数未満であること。 (4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。） 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1 回の公演等につき次の個数未満であること。 ア 0.1g 以下のものは、20 個 イ 0.1g を超え 15g 以下のものは、5 個
公衆の出入りする部分	危険物品持込み	1 防火管理者等により、禁止行為の監視、消火後の点検等の管理体制が明確であるとともに、緊急時の対応措置ができること。 2 <u>消火器具</u>※①が設けられていること。 3 避難上又は通行上支障のない場所であること 4 持込場所は、原則として、危険物品の種類ごとに各階 1 か所を限定すること。 5 容器は危険物法令に適合するものとし、転落、落下等により容易に破損しない材質のものを使用すること（転落、落下防止措置を講じた場合を除く）。 6 混触等により、発火・発熱のおそれがあるものは同一の収納庫入れないこと。 7 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第 3 に定める指定数量の 10 分の 1 未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 3 に定める数量の 10 分の 1 未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量 5 kg に相当する個数未満であること。

		(4) 火薬類（煙火に限る。）については、次によること。 ア がん具用煙火（第 2 章第 2.3(1)オに規定するものに限る。）及びその他の火薬の総薬量は 5 kg 未満であること。 イ 保管する場合は、他の物品と混在せず、扉等を有する不燃性の収納庫等に入れること。
--	--	--

※① 「消火器具」について

- ア 消火器が付加設置されていること（令第 10 条及び条例第 39 条第 2 項により設置された消火器が 5 m 以内にある場合を除く）。
- イ 禁止行為の内容を勘案し、最も適応性が高いものを有効な位置に設置すること。
- ウ 消火能力単位は 2 以上とすること。

※② 「瞬間的に燃焼する炎」について

手品等の公演において硝化綿等を燃焼した場合の炎を指す。

※③ 「火吹き」について

揮発性の液体を口に含み炎に向けて吹き出す演技であり、安全性の確保が困難なことから、認めない。

※④ 「危険物」

「煙霧発生器等（スモークマシン）」を屋内で使用する場合、発煙剤は、第 3 石油類又は第 4 石油類に限る。

(2) 飲食店等の審査基準適用上の留意点

- ア 飲食店内のカラオケステージは、舞台に該当しないものであること。
- イ 「公衆の出入りする部分」には、客席、階段及び通路・ホール等が含まれるものであること
- ウ 防火対象物の屋上で有効に外気に開放された部分において飲食店を設ける場合で、客が自ら調理の為に使用する器具（適合表示マークが付されているもの。）に限り、可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）については、ガス総質量 10 kg に相当する個数未満であること。

第3 百貨店等

百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場のうち、当該用途に供される部分の床面積の合計が1,000 m²以上のもの（事務所やバックヤード等も含む。）

1 指定場所の指定

(1) 百貨店等の次の部分

ア 百貨店等の売場

(ア) 販売のため商品を陳列してある部分及びその間の通路（以下「売場」という。）

(イ) 食料品の加工室及び各種物品の加工修理コーナー（以下「加工室等」という。）。

ただし、次の①又は②に該当する場合を除く。（指定場所とならない。）

- ① 加工室等が売場又はイに掲げる「百貨店等の通常顧客が出入りする部分」（以下「売場等」という。）と隣接していない場合
- ② 売場等に隣接する場合は、次の全てを満たしている場合
 - ・ 加工室等の全体を不燃区画とする
 - ・ 売場等に面する開口部がある場合は、防火設備のF I X窓とする
 - ・ 売場等に面しない室内への開口部は、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の防火戸とする

(ウ) スtock場、荷捌き場等

次のいずれかに該当する場合を除く。（指定場所とならない）

- ① スtock場、荷捌き場等が、売場等と隣接していない場合
- ② スtock場、荷捌き場等が、売場等に面する開口部を有しない場合
- ③ スtock場、荷捌き場等の全体を不燃区画とし、売場等に直接面する開口部を特定防火設備（煙感知器連動閉鎖式を含む）、区画内からの二方向避難を可能とした場合

(エ) 洋服等の仕立、買物の配達サービス、クリーニング等の各種承り所

(オ) 手荷物一時預り所、店内案内所、託児所、現金自動預払機等のサービス施設

(カ) ゲームコーナー

(キ) その他、上記（ア）から（カ）に類する部分

イ 百貨店等の通常顧客が出入りする部分

(ア) 物産展、展覧会等を行う催事場（常時展示物品販売を行っている場合は売場としてとらえる。）

(イ) 顧客が利用する屋上等の外気に開放された部分

(ウ) 売場等に隣接し、かつ、利用形態が一体をなしている美容室、理容室、写真室、貸衣装室、生活教室等の兼営事業部分

ただし、不燃材料の壁、柱、床、天井（天井のない場合は、はり及び屋根）及び不燃性の戸で区画された部分を除く。

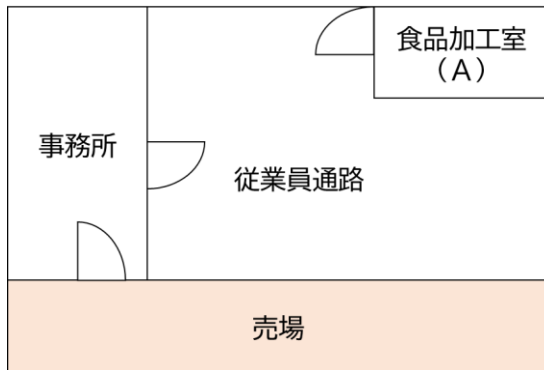
(I) 売場等に隣接する飲食店のうち客席部分

※飲食店のうち、ちゅう房部分等は、売場部分とみなす（第3章第3.1(1)ア(イ)参照）。

ただし、飲食店の店舗全体又はちゅう房部分など禁止行為を行う場所が売場等と不燃区画等されている場合のその部分は、通常顧客の出入りする部分から除外される。

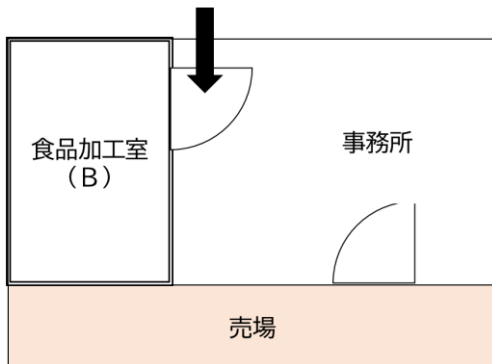
(オ) 階段、エスカレーター、エレベーター、便所及び休憩所等の顧客の利用に供する部分

【加工室等が売場等に含まれない場合】



食品加工室 (A) は、売場又は通常顧客が出入りする部分と隣接しておらず、売場又は通常顧客が出入りする部分に開口部を有していない。(戸の種別は問わない。)

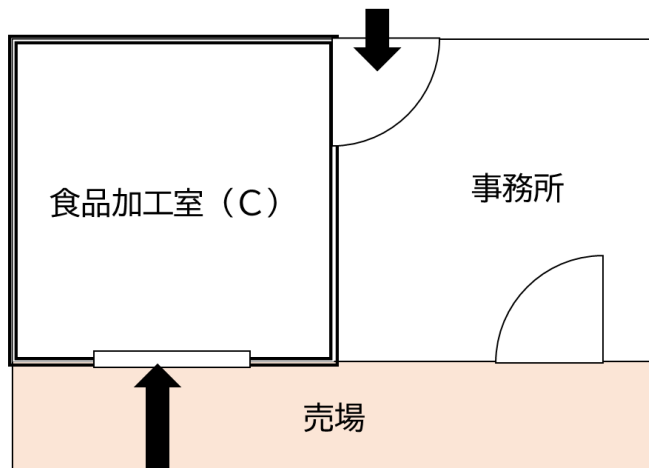
常時閉鎖式防火戸



不燃区画

食品加工室 (B) は、売場に隣接しているが、加工室全体が不燃区画されており、売場に直接面する開口部を有していない。

常時閉鎖式防火戸

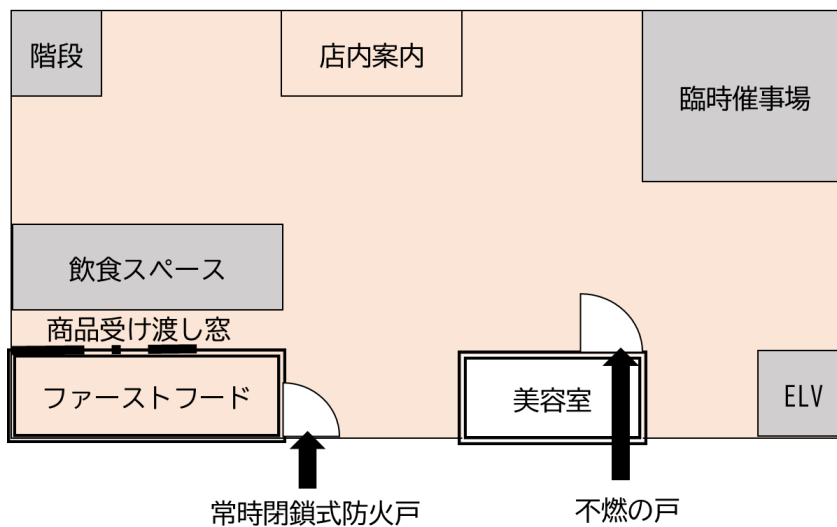
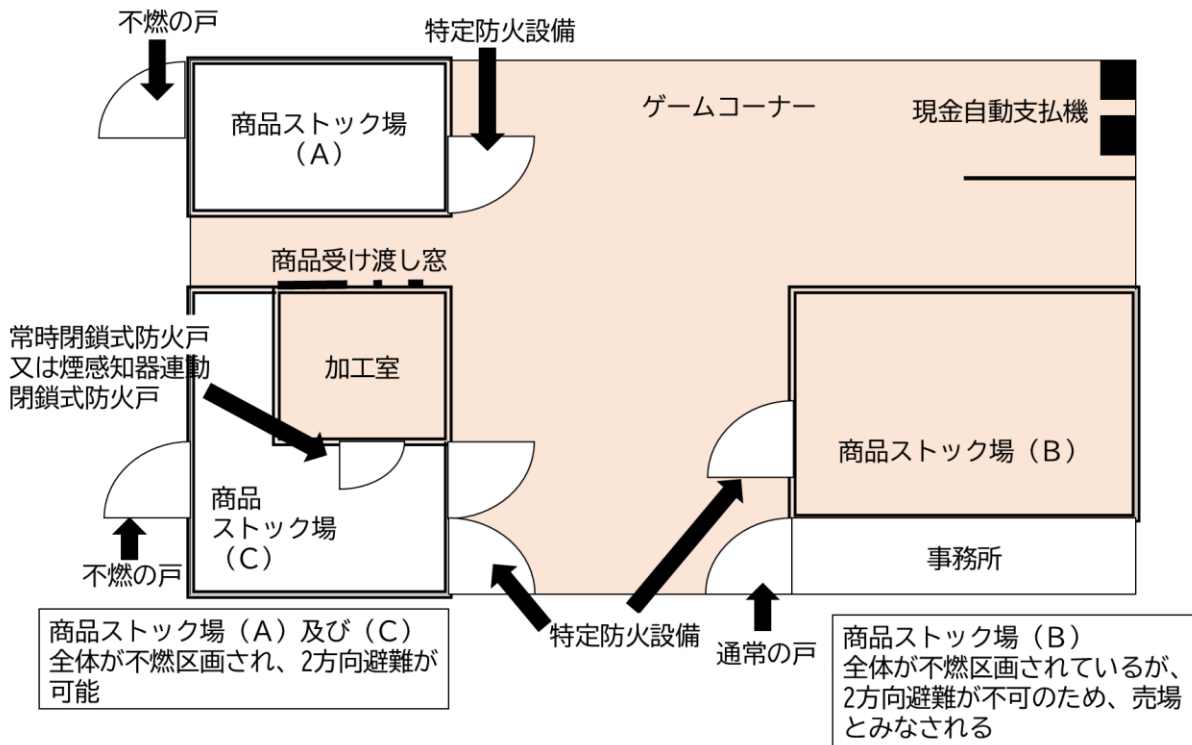


F I Xの窓

売場に面する開口部は、防火設備のF I Xの窓に限る

【売場等のとらえ方の例】

- で示す部分は売場
- で示す部分は通常顧客が出入りする部分



(注)
常時展示物品販売を行っている場合は売場としてとらえる

2 解除承認の可否

指定場所	禁止行為種別		
	喫煙※	裸火使用	危険物品持込み
売場	×	○	○
通常顧客が出入りする部分	×	○	○

※ ○………解除承認を受けることができる

×………解除承認を受けることはできない

※ 条例第 25 条第 3 項に基づき喫煙所を設置する場合については、第 2 章第 8 参照

3 審査基準

(1) 百貨店等売場及び通常顧客が出入りする部分

指定場所	禁止行為	適用要件
売場・通常顧客が出入りする部分	裸火使用	1 使用場所が物品の陳列販売部分以外であること。 2 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。 3 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 4 防火管理者等により、禁止行為の監視、消火後の点検等の管理体制が明確であるとともに、緊急時の対応措置ができること。 5 <u>消火器具</u>※①が設けられていること。 6 気体燃料を使用する設備又は器具は、1 個につき 58 kw 毎時未満かつ設備器具の入力を合計したものが、175 kw 毎時未満であること。 なお、承認場所以外の場所に容易に燃料の供給を断つことのできる 手動停止又は感震器連動停止若しくはフード等用簡易自動消火装置起動連動停止装置等の安全装置を設けること。 7 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 (1) 当該機器の性能が明確であること。 (2) 燃料の使用量は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、1 日につき木炭 15 kg、練炭 10 kg、豆炭 5 kg、その他の固体のものは 5 kg 以下とすること。 8 ロウソク、線香、固形燃料その他の裸火については、商品の展示販売を目的とした販売促進行為に限り、必要最小限であること。

		9 動植物油を使用し揚げ物等の食品加工を行う設備、器具については地震時に揚げ油があふれない構造のものとすること。 10 避難口、階段及び避難器具（以下「避難口等」という。）から水平距離5m以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する措置を講じた場合※②を除く）。 11 危険物品から水平距離6m以上、易燃性の可燃物※③から水平距離5m以上離れていること（不燃材料で造った壁又はついたて等で防火上に有効に遮断する措置を講じた場合※④を除く）。 12 裸火を使用する場所には、スプリンクラー設備（パッケージ型を含む。）、フード等用簡易自動消火装置又は水噴霧消火設備が設けられていること。裸火を使用する場所（＝加工室等）の面積がその階の面積の概ね20分の1以下かつ200㎡以下の面積を除く。 13 電気、気体、固体燃料を熱源とする火気使用設備器具の設置場所は次の各号に適合すること。 (1) 不燃区画（商品受け渡し用の開口部は除く。）されていること。（売場等に面する従業員用出入口は、常時閉鎖式防火戸とする。） (2) 売場等に直接面する商品受け渡し用の開口部を設ける場合は、売場等の床から高さが1m以上とし、不燃材料の窓（ガラス入りの場合は、網入りガラス、耐熱ガラス又はこれと同等以上の破壊・耐熱性強度を有するものとする。）が設けられていること。 14 加工室等のうち動植物油等の揚げ物を行わない（危険物品持込みに該当しない）（以下「焼き上げ室等」という。）厨房で、売場等に直接面する商品受け渡し用の開口部に不燃材料の窓を設けない場合は、次のいずれかによること。 (1) 開口部の前面（売場側）に床まで降下する煙感知器連動の防火シャッター（以下「連動防火シャッター」という。）を設けること。 (2) カウンター天板まで降下する連動防火シャッターを設けること。
--	--	---

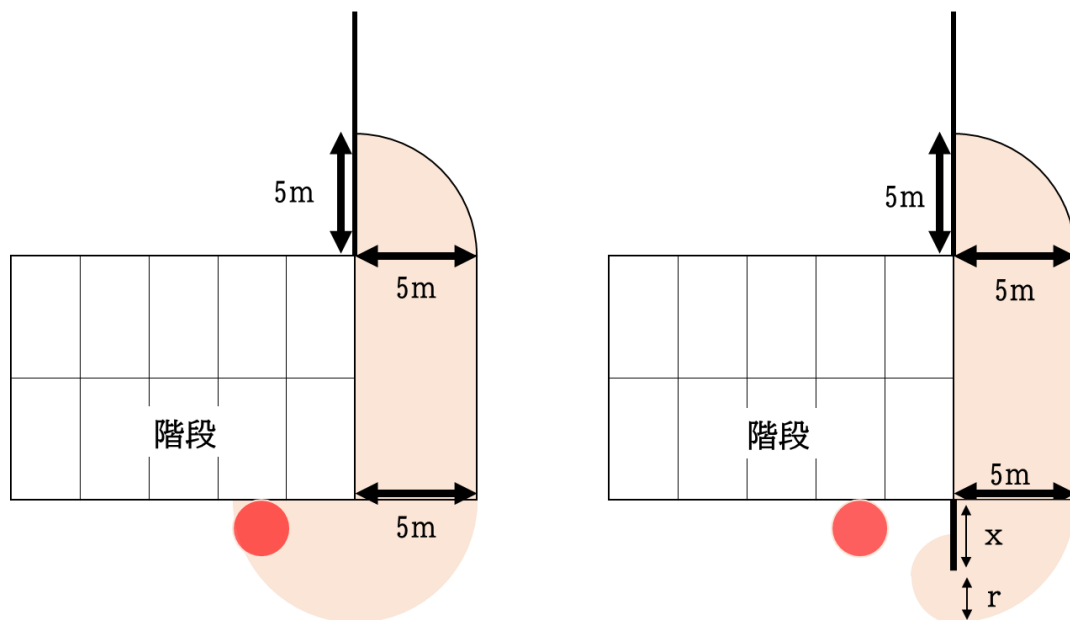
		※ 連動防火シャッターにより不燃区画を形成した場合に、当該区画内からの避難口を別途確保すること。 ※ 商品受け渡し用の開口部の高さ（カウンターの高さ）及び開口部上部の壁（上下の長さ）の寸法等については、関係法令等によること。 15 加工室等の壁の一面以上は、外気に面する壁（地階の外周壁を含む。）又は、バックヤードとの間仕切り壁に面していること。（焼き上げ室を除く。）
危険物品持込み		1 防火管理者等により、禁止行為の監視、消火後の点検等の管理体制が明確であるとともに、緊急時の対応措置ができること。 2 <u>消火器具</u>※①が設けられていること。 3 避難上又は通行上支障のない場所であること 4 避難口等から水平距離5 m以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する措置を講じた場合を除く）。 5 火気使用場所から水平距離6 m以上離れていること。（不燃材料で造った壁又はついたて等で防火上有効に遮断する措置を講じた場合を除く）。 6 危険物品の容器は危険物法令に適合するもので密栓密封されたものとし、転落、落下等により容易に破損しない材質のものを使用すること（転落、落下防止措置を講じた場合を除く）。 7 混触等により、発火・発熱のおそれがあるものは同一の収納庫入れないこと。 8 承認できる範囲は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、次によること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量5分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）

		ガス総質量 25 kgに相当する個数未満であること。 (4) 火薬類（煙火に限る。）については、次によること。 ア がん具用煙火（第 2 章第 2.3(1)オに規定するものに限る。）及びその他の火薬の総薬量は 5 kg未満であること。 イ 販売又は展示する場合は、従業員によって常時監視している場合を除き、鍵付きの専用網入りガラスケース等又は棚等に収納し、顧客等が直接手を触れない措置が講じられていること。
--	--	---

※① 「消火器具」について

- ア 消火器が付加設置されていること（令第 10 条及び条例第 39 条第 2 項により設置された消火器が 5 m以内にある場合を除く）。
- イ 禁止行為の内容を勘案し、最も適応性が高いものを有効な位置に設置すること。
- ウ 消火能力単位は 2 以上とすること。

※② 「不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する措置を講じた場合」について



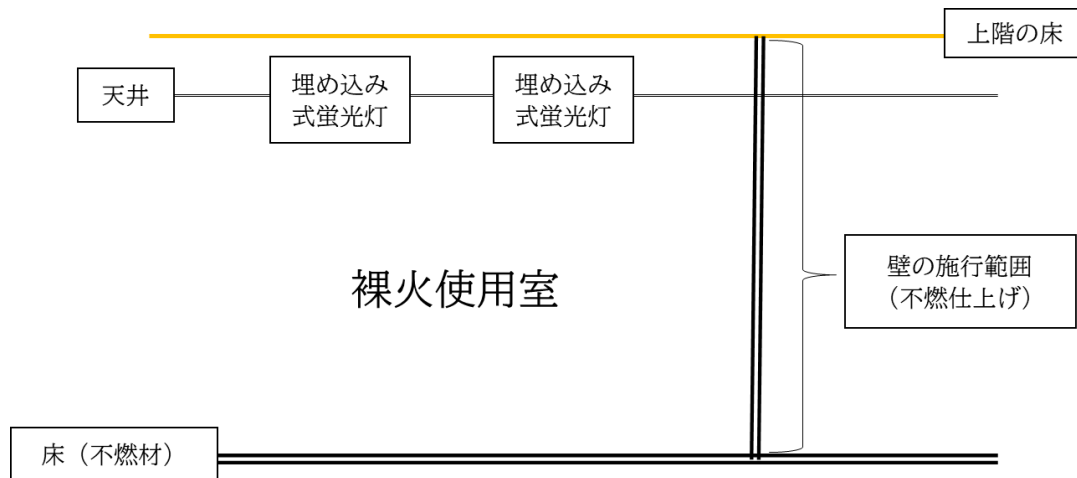
不可の部分

裸火

不燃材料で造った壁

$$r = 5 \text{ (m)} - x$$

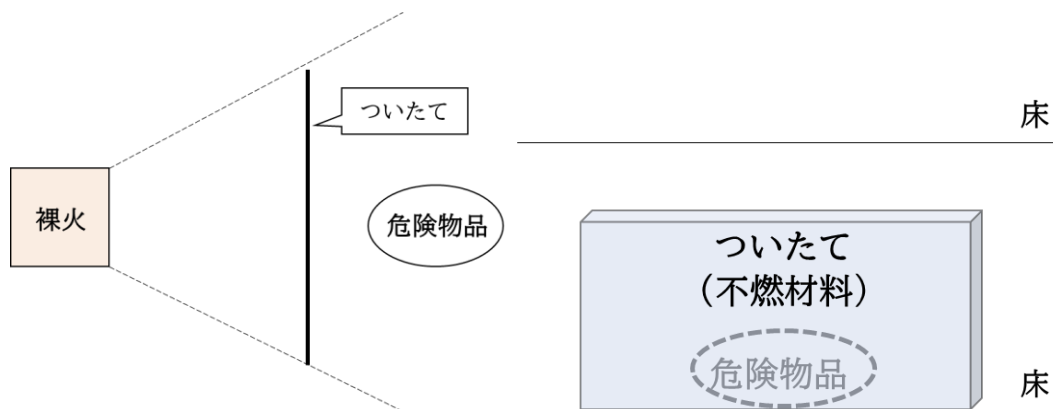
※ x 部分の壁は天井裏まで施行されていること



※③ 「易燃性の可燃物」について

紙類、ウレタンフォーム、発泡スチロール、合成樹脂製品、繊維類等の着火性が高く、燃焼速度が速いものをいう。

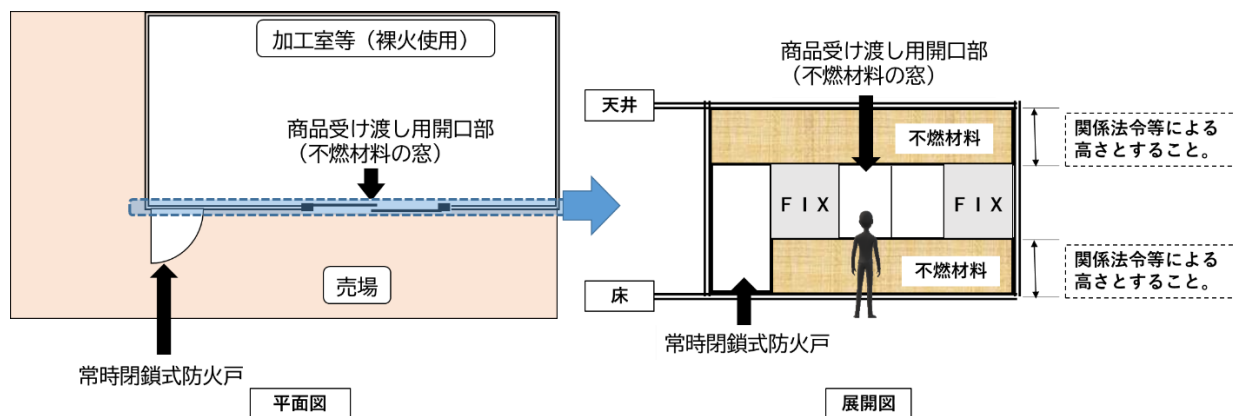
※④ 「不燃材料で造った壁又はついたて等で防火上に有効に遮断する措置を講じた場合」について



※⑤ 「加工室等」について

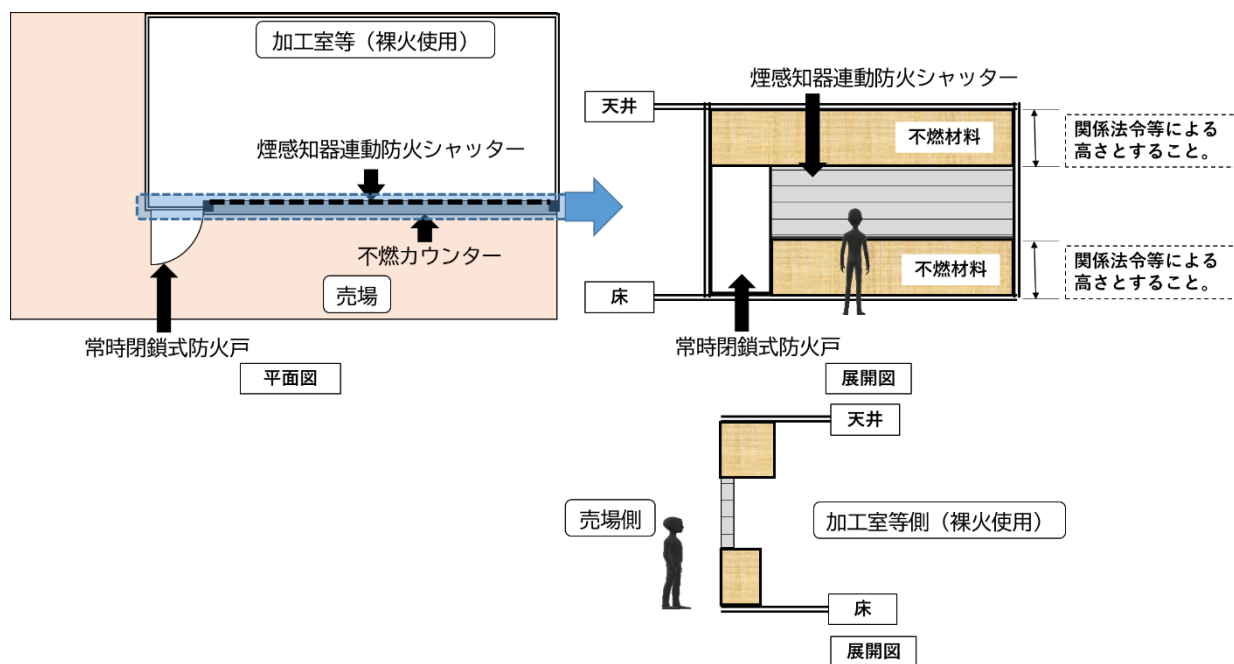
食料品の加工室及び各種物品の加工修理コーナーのことをいう。

ア 加工室等の例（商品受け渡し用開口部に不燃材料の窓を設ける場合）

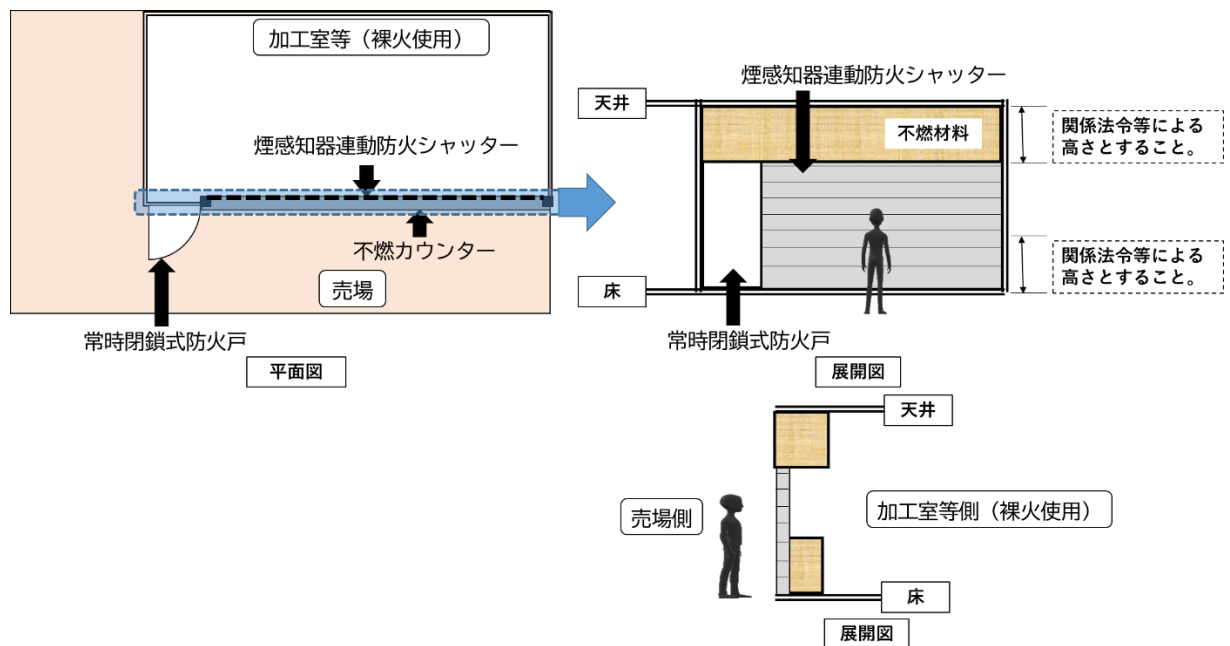


イ 加工室等の例（商品受け渡し用開口部に不燃材料の窓を設けない場合）

（ア）商品受け渡し用開口部の不燃カウンターまで連動防火シャッターを設ける場合



（イ）商品受け渡し用開口部の前面に（床まで）連動防火シャッターが下りる場合



※⑥ 「焼き上げ室」について

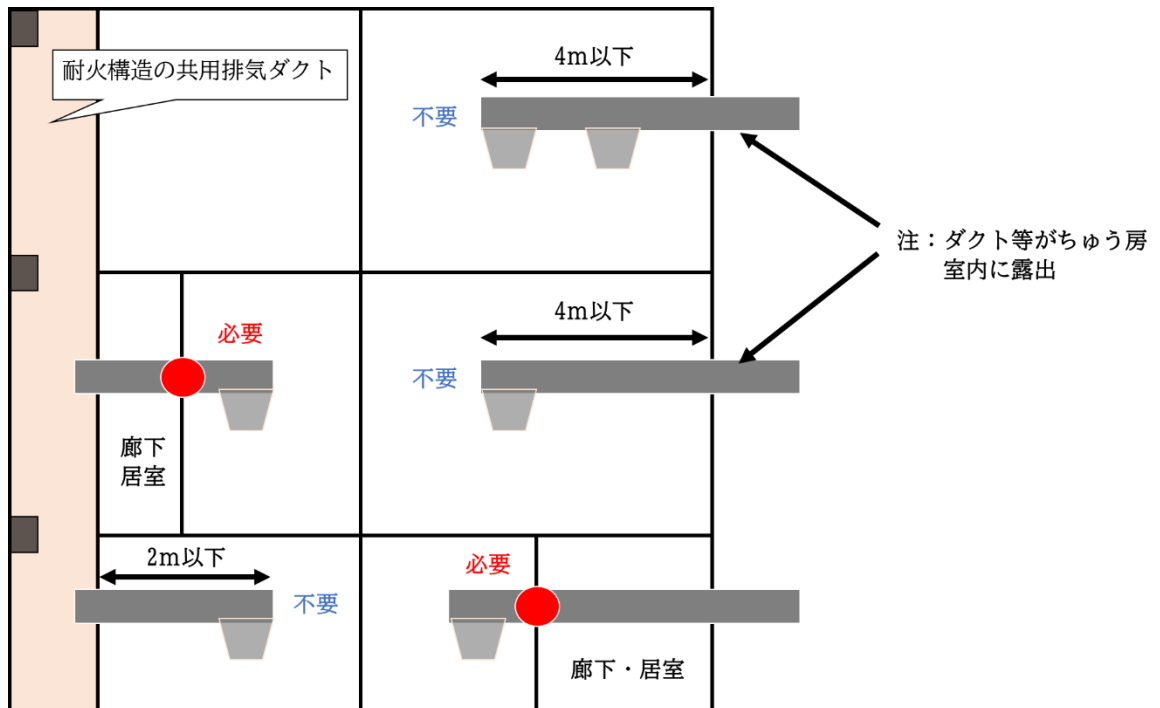
加工室等のうち動植物油等の揚げ物を行わない（危険物品持込みに該当しない）、せんべい、たこやき器等の焼き上げを行うものをいう。

※⑦ 「ちゅう房ダクトは、条例第10条の2に適合するとともに、適合区画措置が講じられている」について

区画を貫通するダクトには防火ダンパーを設ける必要がある。ただし、以下の場合を除く。

- ア ちゅう房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4 m以下の排気ダクトで、ちゅう房室内に露出して設置されているもの
- イ 耐火構造の共用ダクトに接続されている水平部分の長さが2 m以下の排気ダクトで、ちゅう房室内に露出して設置されているもの。

ちゅう房排気ダクトの適合区画措置（例）



●：防火ダンパー

必要：防火ダンパーを区画貫通近傍に設置が必要

第4 展示場

物品の普及や販売促進を目的として、物品を陳列して不特定多数の人に見せる施設

1 指定場所の指定

展示場の公衆の出入りする部分

ア 展示ブース等の展示を行う部分

イ 階段、廊下、通路、エスカレーター、エレベーター、便所、ロビー等の公衆の利用に供する部分

2 解除承認の可否

指定場所	禁止行為種別		
	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
展示 公衆の出入りする部分	×（注）	○	○

※ ○ ……解除承認を受けることができる

× ……解除承認を受けることができない

注：不燃区画（出入口は常時閉鎖式防火戸）した室を除く。（解除承認不要）

3 審査基準

(1) 展示場

指定場所	禁止行為	適用要件
展示・公衆の出入りする	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 防火管理者等により、禁止行為の監視、消火後の点検等の管理体制が明確であるとともに、緊急時の対応措置ができること。 4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具※①が設けられていること。 6 避難口等から水平距離5 m以上離れていること（ <u>不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する措置を講じた場合※②</u> を除く）。 7 危険物品から水平距離6 m以上、 <u>易燃性の可燃物※③</u> から水平距離5 m以上離れていること（ <u>不燃材料で造った壁又はついたて等で防火上有効に遮断する措置を講じた場合※④</u> を除く）。

部 分	8 承認が認められる機器等は次に掲げるものとする。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具その他の機器（性能等が明確で安全性が確認されたものに限る） (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 ・消費量は、1個につき58kW以下で、かつ総消費量は175kW以下であること。 ・ガス過流防止装置、不完全燃焼防止装置、感震器連動ガス遮断装置、調理油加熱防止装置、立ち消え安全装置等の安全装置を備えたものであること。 (3) 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器（展示に伴う実演に限る。） (4) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器（展示に伴う実演に限る。） 燃料の使用量は、1日につき次の値以下とすること 木炭 15 kg、練炭 10 kg、豆炭 5 kg、その他の固体のものは 5 kg
危 険 物 品 持 込 み	1 防火管理者等により、禁止行為の監視、消火後の点検等の管理体制が明確であるとともに、緊急時の対応措置ができること。 2 <u>消火器具</u>※①が設けられていること。 3 避難上又は通行上支障のない場所であること 4 火気使用場所から水平距離6 m以上離れていること。（不燃材料で造った壁又はついたて等で防火上有効に遮断する措置を講じた場合を除く） 5 避難口等から水平距離5 m以上離れていること。（不燃材料で造った壁で防火上に有効に遮断する措置を講じた場合を除く） 6 持込場所は、原則として、危険物品の種類ごとに各階1か所を限定すること。 7 危険物品の容器は危険物法令に適合するもので密栓密封されたものとし、転落、落下等により容易に破損しない材質のものを使用すること（転落、落下防止措置を講じた場合を除く）。 8 混触等により、発火・発熱のおそれがあるものは同一の収納庫に入れないこと。

		9 承認できる範囲は次によること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量5kgに相当する個数未満であること。 (4) 火薬類 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、一度に持込む量が、次の個数未満であること。ただし、消費を伴わない場合は、総薬量5kgに相当する個数とする。 ア 0.1g以下のものは、25個 イ 0.1gを超え15g以下のものは5個
--	--	---

※① 「消火器具」について

ア 消火器が付加設置されていること（令第10条及び条例第39条第2項により設置された消火器が5m以内にある場合を除く）。

イ 禁止行為の内容を勘案し、最も適応性が高いものを有効な位置に設置すること。

ウ 消火能力単位は2以上とすること。

※② 「不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する措置を講じた場合」について

百貨店の審査基準参照

※③ 「易燃性の可燃物」について

紙類、ウレタンフォーム、発泡スチロール、合成樹脂製品、繊維類等の着火性が高く、燃焼速度が速いものをいう。

※④ 「不燃材料で造った壁又はついたて等で防火上に有効に遮断する措置を講じた場合」について

百貨店の審査基準参照

(2) 展示場の審査基準適用上の留意点

ア 第2章第3.3【危険物品持込みから除外される行為】に該当するものであっても持込み量は必要最小限とすること。

イ 展示車両等の搬入時は、最短時間に限り当該車両のエンジン等を使用できるものとする。

ウ イベント等の開催時の様態に応じ、他の関係法令に適合するとともに、必要に応じ、安全対策書等を作成させ提出させること。

第5 重要文化財等

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物（以下「重要文化財等」という。）

1 指定場所の指定

重要文化財等の次の部分

(1) 重要文化財等の内部

重要文化財等と指定された建造物の内部であり、建造物の一部のみが重要文化財等の建造物である場合は、当該部分を含んだ棟全体の内部とする。

ただし、重要文化財等の内部における個人の住居、公衆の出入りしない部分及び施設の維持管理に必要とする部分は除きます。

(2) 重要文化財等の周囲

建造物の周囲 3 m 以内の範囲とし、当該建造物に軒又はひさしがある場合にあっては、これらの水平投影面積に 3 m を加えた範囲とする。

2 解除承認の可否

指定場所	禁止行為種別		
	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
建造物の内部又は周囲	×	○	○

※ ○ ……解除承認を受けることができる

× ……解除承認を受けることができない

3 審査基準

(1) 重要文化財等の建造物の内部又は周囲

指定場所	禁止行為	適用要件
建造物の	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 防火管理者等により、禁止行為の監視、消火後の点検等の管理体制が明確であるとともに、緊急時の対応措置ができること。

内 部 又 は 周 囲		4 <u>消火器具</u>※①が設けられていること。 5 承認範囲が認められる機器等は次に掲げるものとする。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具その他の機器（性能等が明確で安全性が確認されたものに限る） (2) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 使用量は、1日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5 kg、その他の固体のものは5 kg 以下とすること。 6 建造物の維持保持を目的とする物である場合 7 宗教的行事・儀式等で慣習として実施し、社会通念上容認されるもの
	危 険 物 品 持 込 み	1 防火管理者等により、禁止行為の監視、消火後の点検等の管理体制が明確であるとともに、緊急時の対応措置ができること。 2 <u>消火器具</u>※①が設けられていること。 3 避難上又は通行上支障のない場所であること。 4 建造物の維持保存を目的とするものである場合

※① 「消火器具」について

ア 消火器が付加設置されていること（令第10条及び条例第39条第2項により設置された消火器が5m以内にある場合を除く）。

イ 禁止行為の内容を勘案し、最も適応性が高いものを有効な位置に設置すること。

ウ 消火能力単位は2以上とすること。

第6 スタジオ等

映画スタジオ、テレビスタジオ（以下「スタジオ等」という。）

1 指定場所の指定

撮影用セットを設ける部分及び同一の室内にあるスタジオに從属して使用される部分

2 解除承認の可否

指定場所	禁止行為種別		
	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
撮影用セットを設ける部分	○	○	○

※ ○ ……解除承認を受けることができる

3 審査基準

(1) スタジオ等の撮影用セットを設ける部分

指定場所	禁止行為	適用要件
撮影用セットを設ける部分	喫煙	1 防火管理者等により、禁止行為の監視、消火後の点検等の管理体制が明確であるとともに、緊急時の対応措置ができること。 2 消火器具※①が設けられていること。 3 演技上必要なものに限られていること。 4 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具合板又は展示用合板は防火性能（難燃合板を含む）を有したものであること。 5 不燃性の吸い殻容器が設けられていること
	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 4 消火器具※①が設けられていること。 5 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具合板又は展示用合板は防火性能（難燃合板を含む）を有したものであること。 6 承認が認められる機器等は次に掲げるものとする。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具その他の機器（性能等が明確で安全性が確認されたものに限る） (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具

ア 消費量は、1 個につき 58kW 毎時未満で、かつ、設備機器の入力を合計したものが 175kW 毎時未満とすること。

イ ガス過流防止装置、不完全燃焼防止装置、感震器連動ガス遮断装置、調理油加熱防止装置、立ち消え安全装置等の安全装置を備えたものであること。（カートリッジボンベを使用する器具を除く。）

ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。

(3) 液体又は固体燃料を消費する火気使用設備器具及びその他の機器は、次の要件を満たす場合に限る。

ア 危険物は引火点が 40 度以上、かつ、消費量が 100ml 以内であること。

イ 危険物の漏れ、あふれ又は飛散がないように措置を講じてあること。

ウ 火炎を有するものは、表 1 及び表 2 によること。

表 1

	舞 台 の 空 間 の 高 さ (m)		
	8.0 未満	8.0 以上 10.0 未満	10.0 以上
火炎の長さ(cm)	20 以内	30 以内	40 以内

表 2

		火 炎 の 幅 (cm)					
		40	50	60	70	80	100
火炎の長さ (cm)		可燃物までの離隔距離(cm)					
	20 以内	100 以上				150 以上	
	20 超～ 40 以内	100 以上	150 以上	200 以上	250 以上	300 以上	350 以上

※ 火炎の長さとは、炎の鉛直方向への伸長をいう。また幅は、水平方向への拡がりをいう。

エ 燃焼の炎は安定継続するものであること。

オ 燃焼に際して、火の粉が発生しないこと。

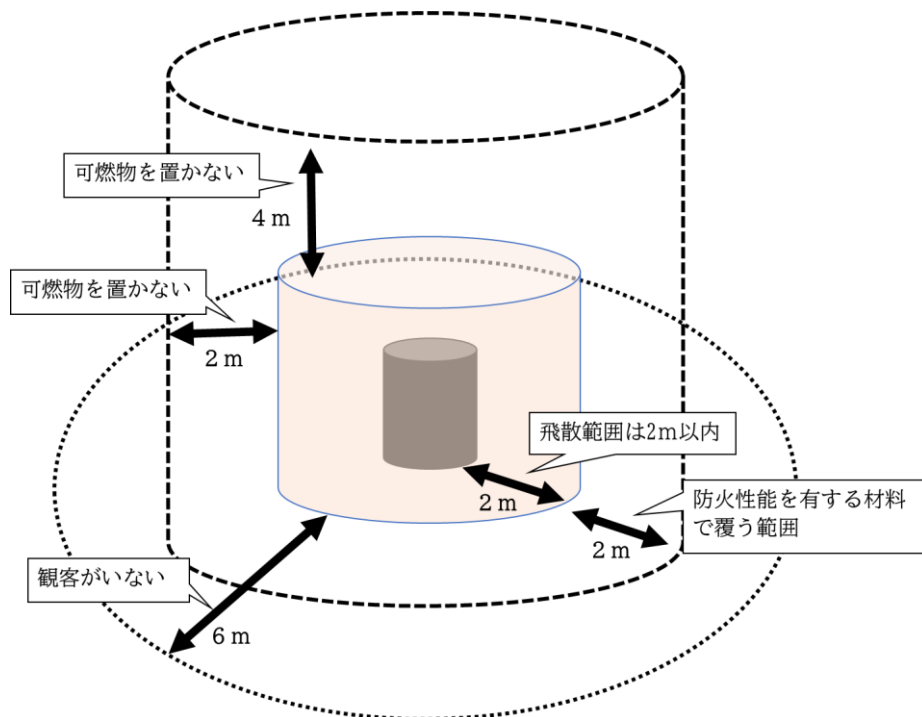
(4) 火薬類を消費する場合は、次による。

	ア 飛散した火花が燃え尽きるものであること。 イ 火炎を有するものは、表1 及び表2 によること。 ウ 煙火は固定して消費すること（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。）。 エ 飛しょうする煙火は認められないこと。 オ 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。 カ 噴き出し煙火は、「噴き出し煙火の審査基準」によること。 (5) その他の裸火は、次によること。 ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは火花の飛散距離が2 m以内であること。 イ 火炎を有するものは、表1 及び表2 によること。 ウ <u>瞬間的に燃焼する炎※2</u>の大きさは必要最小限とすること。 (「火吹き」※3は認めない。)
危険物品持込み	1 防火管理者等により、禁止行為の監視、消火後の点検等の管理体制が明確であるとともに、緊急時の対応措置ができること。 2 <u>消火器具※1</u>が設けられていること。 3 承認できる範囲は、次によること。 (1) <u>危険物※4</u> 危険物の規制に関する政令別表第3 に定める指定数量の100 分の1 未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3 に定める数量の100 分の1 未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量 0.5kg に相当する個数未満であること。 (4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。） 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1 回の使用につき次の個数未満であること。 ア 0.1 g 以下のものは、20 個 イ 0.1 g を超え 15 g 以下のものは、5 個

【噴き出し煙火の審査基準】

指定 場所	禁止 行為	適 用 要 件
撮 影 用 セ ッ ト を 設 け る 部 分	裸 火 使 用	1 実験等により特性の確認が行われていること。 2 煙火は固定して消費し、消費中は移動しないこと。 3 飛散した火花は燃え尽きるものであること。 4 火花の飛散範囲は2 m以内であること 5 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2 mの床面を防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆うこと。 6 火花の飛散範囲内及びその周囲から上方4 m、周囲2 m以内に可燃物が置かれていないこと。 7 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。 8 火花の飛散範囲から6 m以内に観客がないこと。 9 煙火消費後に排煙の措置を講じること。 10 消火器を増設するほか、屋内消火栓設備等の使用準備を行うこと。 11 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。

【噴き出し煙火の飛散範囲】



※① 「消火器具」について

ア 消火器が付加設置されていること（令第10条及び条例第39条第2項により設置された消火器が5m以内にある場合を除く）。

イ 禁止行為の内容を勘案し、最も適応性が高いものを有効な位置に設置すること。

ウ 消火能力単位は2以上とすること。

※② 「瞬間的に燃焼する炎」について

手品等の公演において硝化綿等を燃焼した場合の炎を指す。

※③ 「火吹き」について

揮発性の液体を口に含み炎に向けて吹き出す演技であり、安全性の確保が困難なことから、認めない。

※④ 「危険物」

「煙霧発生器等（スモークマシーン）」を屋内で使用する場合、発煙剤は、第3石油類又は第4石油類に限る。

第7 地階に存する自動車車庫及び駐車場

地階に存する自動車車庫及び駐車場等の「駐車のに供する部分」

1 解除承認の可否

指定場所	禁止行為種別		
	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
地階に存する自動車車庫 及び駐車場	×	×	×（注）

※ ○ ……解除承認を受けることができる

× ……解除承認を受けることができない

（注）（1）地階で許可を受け、設置した危険物施設等（少量危険物施設等を含む）については除く。

（2）車両の燃料タンク内の燃料は（ガスを含む。）は、「危険物品持込み」に該当しないものとする。

第8 車両の停車場又は船舶の発着場

車両の停車場、船舶の発着場で旅客の乗降及び待合に供する建築物の旅客が利用する部分

1 解除承認の可否

指定場所	禁止行為種別		
	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
車両の停車場又は船舶の 発着場	／	／	×

※ × ……解除承認を受けることができない

／ ……該当しない（規制なし）

参考資料

仙台市火災予防条例

(喫煙等)

第二十五条 次に掲げる場所で消防局長が指定するものにおいては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に市長が定める火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防署長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

- 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(以下「劇場等」という。)の舞台又は客席
 - 二 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「百貨店等」という。)の売場又は展示部分
 - 三 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和八年法律第四十三号)の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲
 - 四 第一号及び第二号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所
- 2 前項の消防局長が指定する場所には、客席の前面その他見やすい箇所に喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する旨の標識を設けなければならない。
 - 3 第一項の消防局長が指定する場所(同項第三号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。
 - 一 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防局長が火災予防上必要と認める措置
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び喫煙所である旨の標識の設置
 - 4 前項第二号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一

部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防局長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

- 5 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の三十分の一に相当する面積以上の面積としなければならない。ただし、消防署長が当該劇場等の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 第一項の消防局長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

別表第三

品名		数量
綿花類		キログラム 二〇〇
木毛及びかんなくず		四〇〇
ぼろ及び紙くず		一、〇〇〇
糸類		一、〇〇〇
わら類		一、〇〇〇
再生資源燃料		一、〇〇〇
可燃性固体類		三、〇〇〇
石炭・木炭類		一〇、〇〇〇
可燃性液体類		立方メートル 二
木材加工品及び木くず		一〇
合成樹脂類	発泡させたもの	二〇
	その他のもの	キログラム 三、〇〇〇

備考

- 一 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻系原料をいう。
- 二 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。)をいう。
- 三 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸(糸くずを含む。)及び繭をいう。
- 四 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。

五 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

六 可燃性固体類とは、固体で、次のイ、ハ又は二のいずれかに該当するもの(一気圧において、温度二〇度を超え四〇度以下の間において液状となるもので、次のロ、ハ又は二のいずれかに該当するものを含む。)をいう。

イ 引火点が四〇度以上一〇〇度未満のもの

ロ 引火点が七〇度以上一〇〇度未満のもの

ハ 引火点が一〇〇度以上二〇〇度未満で、かつ、燃焼熱量が三十四キロジュール毎グラム以上であるもの

ニ 引火点が二〇〇度以上で、かつ、燃焼熱量が三十四キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が一〇〇度未満のもの

七 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

八 可燃性液体類とは、法別表第一備考第十四号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第十五号及び第十六号の総務省令で定める物品で一気圧において温度二〇度で液状であるもの、同表備考第十七号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で一気圧において温度二〇度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品(一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限る。)で一気圧において引火点が二五〇度以上のものをいう。

九 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

火災予防規程

(喫煙等の指定場所)

第十四条 条例第二十五条第一項に規定する局長が指定する場所は、令別表第一に掲げる防火対象物のうち、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分とする。

- 一 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所
 - イ 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席
 - ロ 観覧場の舞台及び客席(喫煙にあつては、屋外の客席及びすべての床が不燃材料で造られた客席を除く。)
 - ハ 公会堂又は集会場の舞台及び客席(喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。)
 - ニ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台
 - ホ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場のうち、当該用途に供される部分の床面積の合計が千平方メートル以上のものの売場、展示部分及び通常顧客が出入りする部分(壁及び戸で区画された食堂の部分を除く。)
 - ヘ 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分
 - ト 地階に存する自動車車庫及び駐車場(自動車の燃料タンク内の燃料については除く。)
 - チ 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定により重要文化財又は史跡として指定された建造物の内部又は周囲
 - リ 文化財保護条例(昭和五十年宮城県条例第四十九号)又は仙台市文化財保護条例(昭和三十七年仙台市条例第二十七号)の規定により指定有形文化財又は史跡として指定された建造物の内部又は周囲
 - 二 危険物品を持ち込んで서는ならない場所
 - イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(前号イ、ロ及びハに掲げる場所を除く。)の公衆の出入りする部分
 - ロ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で公衆の出入りする部分
 - ハ 車両の停車場又は船舶の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)
- 2 条例第二十五条第三項第一号に規定する局長が火災予防上必要と認める措置は、次のとおりとする。
- 一 防火対象物の入口等の見やすい箇所に、当該防火対象物が全面的に禁煙である旨の識を設置すること

二 館内巡視を定期的に行うこと

三 当該防火対象物が全面的に禁煙である旨の館内放送を定期的に行うこと

四 その他防火対象物の使用形態等に応じ、火災予防上必要と認める措置を行うこと

3 条例第二十五条第四項に規定する局長が火災予防上必要と認める措置は、前項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 喫煙所を設けない階の見やすい箇所に、当該階が全面的に禁煙である旨の標識を設置すること

二 当該階が全面的に禁煙である旨及び他階の喫煙場所の案内等の館内放送を定期的に行うこと

三 その他防火対象物の使用形態等に応じ、火災予防上必要と認める措置を行うこと

仙台市火災予防規則

(火災予防上危険な物品)

第六条 条例第二十五条第一項に規定する市長が定める火災予防上危険な物品は、次に掲げるものとする。ただし、常時携帯しているもので軽易なものは、この限りでない。

- 一 法第二条第七項に規定する危険物
- 二 条例別表第三備考第六号に規定する可燃性固体類及び同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第二条第一号に掲げる可燃性ガス
- 五 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

法第 2 条第 7 項関係

法別表第 1（危険物の範囲）

類別	性質	品名
第一類	酸化性固体	一 塩素酸塩類 二 過塩素酸塩類 三 無機過酸化物 四 亜塩素酸塩類 五 臭素酸塩類 六 硝酸塩類 七 よう素酸塩類 八 過マンガン酸塩類 九 重クロム酸塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	一 硫化りん 二 赤りん 三 硫黄 四 鉄粉 五 金属粉 六 マグネシウム 七 その他のもので政令で定めるもの 八 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 九 引火性固体
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	一 カリウム 二 ナトリウム 三 アルキルアルミニウム 四 アルキルリチウム 五 黄りん 六 アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。） 及びアルカリ土類金属 七 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） 八 金属の水素化物

		九 金属のりん化物 十 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 十一 その他のもので政令で定めるもの 十二 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第四類	引火性液体	一 特殊引火物 二 第一石油類 三 アルコール類 四 第二石油類 五 第三石油類 六 第四石油類 七 動植物油類
第五類	自己反応性物質	一 有機過酸化物 二 硝酸エステル類 三 ニトロ化合物 四 ニトロソ化合物 五 アゾ化合物 六 ジアゾ化合物 七 ヒドラジンの誘導体 八 ヒドロキシルアミン 九 ヒドロキシルアミン塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第六類	酸化性液体	一 過塩素酸 二 過酸化水素 三 硝酸 四 その他のもので政令で定めるもの 五 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

備考

- 一 酸化性固体とは、固体（液体（一気圧において、温度二〇度で液状であるもの又は温度二〇度を超え四〇度以下の間において液状となるものをいう。以下同じ。）又は気体（一気圧において、温度二〇度で気体状であるものをいう。）以外のものをいう。以下同じ。）であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する敏感性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

- 二 可燃性固体とは、固体であつて、火災による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- 三 鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 四 硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、備考第二号に規定する性状を示すものとみなす。
- 五 金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 六 マグネシウム及び第二類の項第八号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあつては、形状等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 七 引火性固体とは、固形アルコールその他一気圧において引火点が四〇度未満のものをいう。
- 八 自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空気中での発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 九 カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、前号に規定する性状を示すものとみなす。
- 十 引火性液体とは、液体（第三石油類、第四石油類及び動植物油類にあつては、一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限る。）であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- 十一 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他一気圧において、発火点が一〇〇度以下のもの又は引火点が零下二〇度以下で沸点が四〇度以下のものをいう。
- 十二 第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他一気圧において引火点が二一度未満のものをいう。
- 十三 アルコール類とは、一分子を構成する炭素の原子の数が一個から三個までの飽和一価アルコール（変性アルコールを含む。）をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十四 第二石油類とは、灯油、軽油その他一気圧において引火点が二一度以上七〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

- 十五 第三石油類とは、重油、クレオソート油その他一気圧において引火点が七〇度以上二〇〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十六 第四石油類とは、ギヤー油、シリンダー油その他一気圧において引火点が二〇〇度以上二五〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十七 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであつて、一気圧において引火点が二五〇度未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。
- 十八 自己反応性物質とは、固体又は液体であつて、爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 十九 第五類の項第十一号の物品にあつては、有機過酸化物を含有するもののうち不活性の固体を含有するもので、総務省令で定めるものを除く。
- 二十 酸化性液体とは、液体であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 二十一 この表の性質欄に掲げる性状の二以上を有する物品の属する品名は、総務省令で定める。

危政令別表第3

類別	品名	性質	指定数量
第一類		第一種酸化性固体	キログラム 五〇
		第二種酸化性固体	三〇〇
		第三種酸化性固体	一、〇〇〇
第二類	硫化りん		キログラム 一〇〇
	赤りん		一〇〇
	硫黄		一〇〇
		第一種可燃性固体	一〇〇
	鉄粉		五〇〇
		第二種可燃性固体	五〇〇
	引火性固体		一、〇〇〇
第三類	カリウム		キログラム 一〇
	ナトリウム		一〇
	アルキルアルミニウム		一〇
	アルキルリチウム		一〇
		第一種自然発火性物質及び禁水性物質	一〇
	黄りん		二〇
		第二種自然発火性物質及び禁水性物質	五〇
		第三種自然発火性物質及び禁水性物質	三〇〇
第四類	特殊引火物		リットル 五〇
	第一石油類	非水溶性液体	二〇〇
		水溶性液体	四〇〇
	アルコール類		四〇〇
	第二石油類	非水溶性液体	一、〇〇〇
		水溶性液体	二、〇〇〇
	第三石油類	非水溶性液体	二、〇〇〇

		水溶性液体	四、〇〇〇
	第四石油類		六、〇〇〇
	動植物油類		一〇、〇〇〇
第五類		第一種自己反応性物質	キログラム 一〇
		第二種自己反応性物質	一〇〇
第六類			キログラム 三〇〇

備考

一 第一種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあつては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあつては次のイ及びロに掲げる性状を示すものであることをいう。

イ 臭素酸カリウムを標準物質とする第一条の三第二項の燃焼試験において同項第二号の燃焼時間が同項第一号の燃焼時間と等しいか若しくはこれより短いこと又は塩素酸カリウムを標準物質とする同条第六項の落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が五十パーセント以上であること。

ロ 第一条の三第一項に規定する大量燃焼試験において同条第三項第二号の燃焼時間が同項第一号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第七項の鉄管試験において鉄管が完全に裂けること。

二 第二種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあつては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあつては次のイ及びロに掲げる性状を示すもので、第一種酸化性固体以外のものであることをいう。

イ 第一条の三第一項に規定する燃焼試験において同条第二項第二号の燃焼時間が同項第一号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第五項に規定する落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が五十パーセント以上であること。

ロ 前号ロに掲げる性状

三 第三種酸化性固体とは、第一種酸化性固体又は第二種酸化性固体以外のものであることをいう。

四 第一種可燃性固体とは、第一条の四第二項の小ガス炎着火試験において試験物品が三秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するものであることをいう。

五 第二種可燃性固体とは、第一種可燃性固体以外のものであることをいう。

六 第一種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一条の五第二項の自然発火性試験において試験物品が発火するもの又は同条第五項の水との反応性試験において発生するガスが発火するものであることをいう。

七 第二種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一条の五第二項の自然発火性試験において試験物品がろ紙を焦がすもの又は同条第五項の水との反応性試験において発生するガスが着火するもので、第一種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。

八 第三種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一種自然発火性物質及び禁水性物質又は第二種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。

九 非水溶性液体とは、水溶性液体以外のものであることをいう。

十 水溶性液体とは、一気圧において、温度二〇度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後も当該混合液が均一な外観を維持するものであることをいう。

十一 第一種自己反応性物質とは、孔径が九ミリメートルのオリフィス板を用いて行う第一条の七第五項の圧力容器試験において破裂板が破裂するものであることをいう。

十二 第二種自己反応性物質とは、第一種自己反応性物質以外のものであることをいう。